



村山市 こども計画

令和7年度～令和11年度



令和7年3月
村山市

「村山市こども計画」の策定にあたって



国では、令和5年4月に「こども基本法」を施行し、すべてのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会、いわゆる「こどもまんなか社会」の実現を目指し、令和5年12月に「こども大綱」を閣議決定しております。

村山市では平成26年に「子ども・子育て支援事業計画」を策定したほか、令和2年には「子育てスマイルプロジェクト」をスタートさせ、子育て支援を強力に推進してまいりましたが、少子化の流れに歯止めがかからず、出生数の減少が続いている状況です。

これまで、こどもに関する様々な計画を策定し、実行してまいりました。今回より包括的で実効性のある支援を提供できるよう「子ども・子育て支援事業計画」に「子ども若者育成支援」「こどもの貧困対策」などを含め、こども施策に関する事項を一本化した「村山市こども計画」を策定しました。本計画は「**家族や地域の愛情に包まれ、こどもが健やかに成長できるまち**」を基本理念に、「こどもの最善の利益」を考慮し、心身ともに健やかに成長し、安心して暮らして住み続けられるよう子育て環境の充実を目指していくものです。

今後は、本計画に基づき、関係機関や地域の皆さまと積極的に連携を図りながら、未来を担うこどもたちのため全力で取り組んでまいりますので、今後とも皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、この計画を策定するにあたり貴重なご意見を賜りました、子ども・子育て推進審議会の皆様はじめ、関係各位に心から御礼申し上げます。

令和7年3月

村山市長 志 布 隆 夫

目 次

I	計画の策定にあたって	1
1.	計画策定の趣旨.....	3
2.	計画の位置付け.....	4
3.	計画の期間	6
4.	計画の策定体制.....	6
II	こどもと家庭を取り巻く状況	9
1.	人口等の状況.....	11
2.	アンケート調査結果からみる現状.....	20
3.	第2期計画（あいあるプラン+）の振り返り.....	28
III	計画の基本的な考え方	33
1.	基本理念	35
2.	基本目標	36
3.	施策の体系	38
IV	施策の展開	41
基本目標 1	家族に寄り添う子育て支援体制の充実.....	43
基本目標 2	心身ともに健康で安心な体制づくり.....	46
基本目標 3	障がい等様々な困難への適切な対応や支援.....	48
基本目標 4	地域に愛着を持てる憩いの場や居場所づくり.....	50
基本目標 5	こどもの貧困対策と若者の育成支援.....	52
V	教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の 量の見込みと確保方策	55
1.	教育・保育提供区域の設定.....	57
2.	教育・保育等の量の見込みの考え方.....	57
3.	教育・保育の量の見込みと確保方策.....	59
4.	地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策.....	62
VI	計画の推進体制	77
1.	計画の推進体制.....	79
2.	計画の進捗管理.....	80

資料編	81
1. 計画策定の経過	83
2. 村山市子ども・子育て推進審議会委員名簿	84
3. 村山市子育て推進本部員	85
4. 村山市子育て推進本部各部会メンバー	86
5. 村山市子育て推進本部事務局メンバー	87

※「こども」と「子ども」、「子供」の表記については「こども」に統一して表記していますが、法律名やその説明文等に関連する文章、団体名等の固有名詞等については、元の表記を使用しています。

※「障がい」の「がい」は基本的にひらがなで表記していますが、「障害福祉サービス」等の単語や団体名等の固有名詞については、元の表記を使用しています。

I 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

我が国では、出生率の低下とそれに伴う少子化の急速な進行、生産年齢人口の減少、地域のつながりの希薄化、核家族化や共働き世帯の増加等、家族や地域、就労等の子どもと家庭を取り巻く環境が大きく変化しています。また、こどもの貧困やヤングケアラー、児童虐待、自殺対策等、子どもや若者の抱える問題も複雑かつ複合化しています。

こうした状況へ対応し、子どもや子育て家庭を支援する新しい支え合いの仕組みの構築に向けて、平成24年に「子ども・子育て関連3法」が制定され、それに基づいて平成27年からは「子ども・子育て支援新制度」が本格的に開始され、市町村は①質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、②保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、③地域の子ども・子育て支援の充実を目指し、「市町村子ども・子育て支援事業計画」を策定することが義務付けられました。

その後、更なるこども政策の推進に向けて、令和4年に「こども家庭庁設置法」と「こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」、「こども基本法」が成立し、令和5年4月1日にこども家庭庁が発足しました。また、令和5年12月22日には「こども大綱」が閣議決定され、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会である「こどもまんなか社会」の実現を目指して、様々なこども施策を推進していくこととされています。

村山市では令和2年3月に「むらやま子育て あいあるプラン+ 第2期村山市子ども・子育て支援事業計画」（以下、第2期計画という。）を策定し、「家族や地域の愛情に包まれ子どもがすこやかに育つまち」を基本理念として掲げ、家庭や地域、教育・保育施設、企業・事業者、行政等がそれぞれの役割を果たしつつ、すべての人々が愛情を持って接し、お互いに育ちあい、支え合うことで、こどもの健全な成長や子育て環境の充実等を図ってきました。

今回、第2期計画の計画期間が終了することから、「第3期村山市子ども・子育て支援事業計画」を策定する必要がありますが、こどもだけでなく若者も含めて幅広い年代に向けた支援を行っていくために、「第3期村山市子ども・子育て支援事業計画」を内包した「村山市こども計画」（以下、本計画という。）を策定するものです。

本計画は、第2期計画に引き続き、家庭や地域を始めとした子どもや子育てに関わる多様な主体との連携に基づき、こどもが愛情に包まれて心身ともに健やかに成長できる、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとともに、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会である「こどもまんなか社会」の実現を目指していきます。

2. 計画の位置付け

本計画は、こども基本法第10条に基づく「市町村こども計画」です。また、子ども・若者育成支援推進法第9条に基づく「市町村子ども・若者計画」、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条に基づく「市町村計画」、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」としての性格も持ち合わせた計画です。

【こども基本法（抜粋）】

（都道府県こども計画等）

第10条2 市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下この条において「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

【子ども・若者育成支援推進法（抜粋）】

（都道府県子ども・若者計画等）

第9条2 市町村は、子ども・若者育成支援推進大綱（都道府県子ども・若者計画が定められているときは、子ども・若者育成支援推進大綱及び都道府県子ども・若者計画）を勘案して、当該市町村の区域内における子ども・若者育成支援についての計画（次項において「市町村子ども・若者計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

【こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律（抜粋）】

（都道府県計画等）

第10条2 市町村は、大綱（都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画）を勘案して、当該市町村におけるこどもの貧困の解消に向けた対策についての計画（次項において「市町村計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

【子ども・子育て支援法（抜粋）】

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

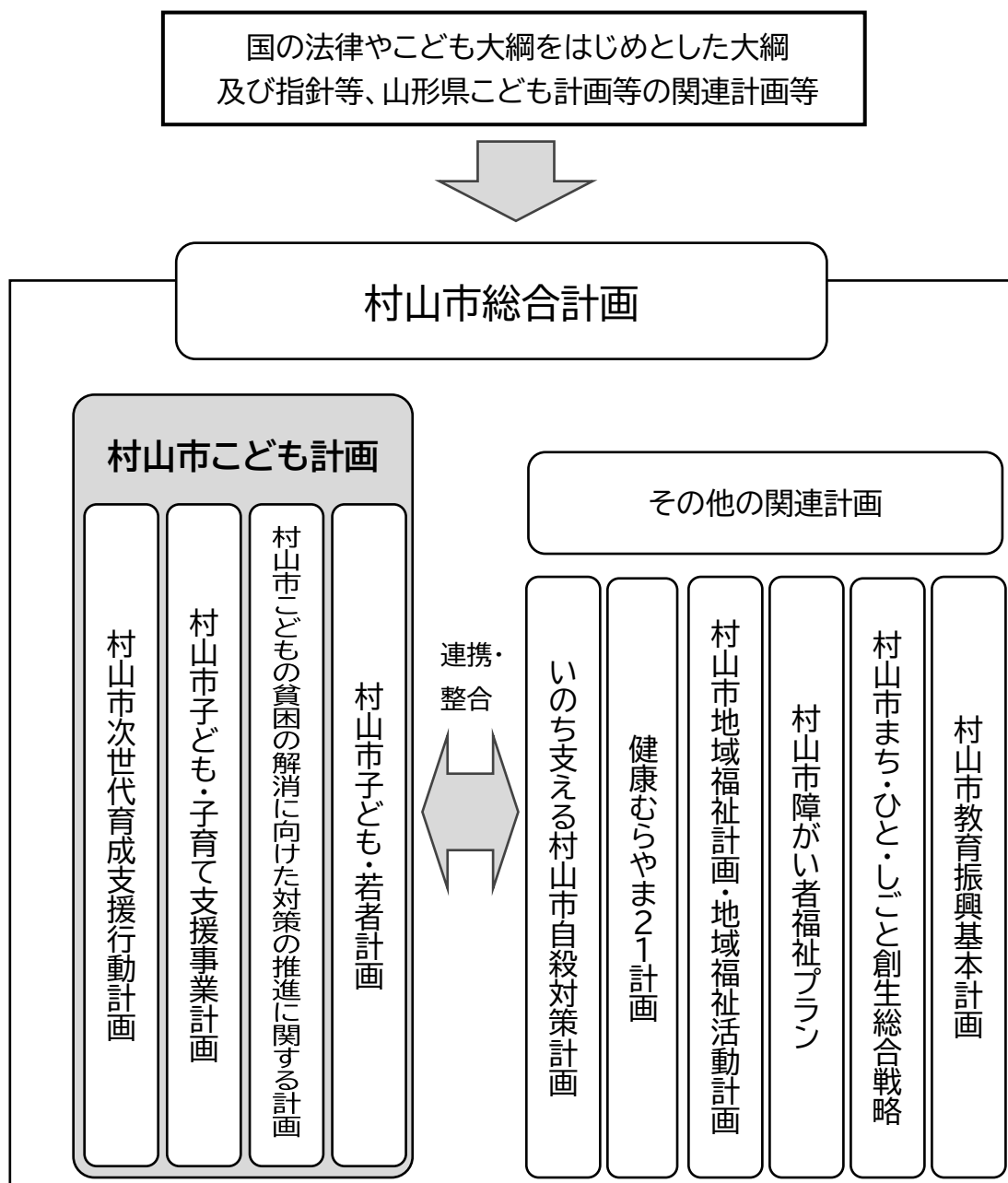
第61条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

【次世代育成支援対策推進法（抜粋）】

（市町村行動計画）

第8条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することができる。

本計画は教育・まちづくり・保健・福祉等の幅広い分野の施策が含まれており、関連する計画において実施されている取組もあります。そうした場合は、より良い取組となるよう本計画と関連する計画とで連携・整合を図っていきます。



3. 計画の期間

本計画は5年を1期とし、令和7年度から令和11年度を計画期間として策定します。また、計画目標の進捗状況の評価を行い、計画の内容と実際の状況に乖離がある場合は、中間年度（令和9年度）を目安として、計画の見直しを行うものとします。

関連する計画と計画期間に違いがみられますが、関連する計画の計画期間が終了する際には都度、本計画との連携・整合を図っていきます。

令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
	村山市こども計画					次期計画
			中間評価・見直し			

4. 計画の策定体制

4-1. アンケート調査

(1) 子ども・子育て支援事業計画の策定に向けたアンケート調査

本計画の策定にあたり、子育て中の保護者のニーズや意見を把握するため、市内在住の就学前児童及び小学生児童の保護者の方々、市内の小学校、中学校、高等学校に通う児童・生徒を対象として、住民ニーズ調査を実施しました。

	内容
調査対象	市内在住の就学前児童保護者、市内在住の小学生児童保護者、市内の小学校に通う小学4年生以上の児童及び市内の中学校に通う生徒、村山産業高校の生徒
調査方法	保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校、高等学校等を通じて配布・回収
調査期間	令和6年1～2月
配布数	就学前児童保護者：672票、小学生児童保護者：427票 小学生・中学生：904票、高校生：290票
有効回収数 (有効回収率)	就学前児童保護者：478票(71.1%)、 小学生児童保護者：333票(78.0%)、 小学生・中学生：768票(85.0%)、高校生：65票(22.4%)

(2)総合計画の策定に向けたアンケート調査

第6次村山市総合計画の策定にあたり、若い世代の市民のまちづくりへの意見を把握するため、市内在住の一般市民及び満16～18歳の高校生世代を対象として、住民ニーズ調査を実施しました。

	内容
調査対象	市内在住の市民、市内在住の満16～18歳の市民
調査方法	郵送配布・郵送回収又はWEB回答
調査期間	令和6年6～7月
配布数	一般市民:2,000票、高校生世代:534票
有効回収数 (有効回収率)	一般市民:753票(37.7%)、 高校生世代:158票(29.6%)

(3)県アンケート調査

山形県がこどもの貧困対策の効果的な施策展開と施策の充実を図るための基礎資料を得るために実施したアンケート調査より、村山市民の回答を活用しました。

	内容
調査対象	満5歳(年長児相当)、満10歳(小学5年生)、満13歳(中学2年生)、 満16歳(高校2年生相当)のこどもとその保護者 ※満5歳は保護者のみ
調査方法	郵送配布・回収
調査期間	令和5年12月～令和6年1月
配布数	総数:6,755世帯
有効回収数 (有効回収率)	こども:1,610世帯(30.6%)※満5歳を除く5,282世帯中、 保護者:2,257世帯(33.4%)

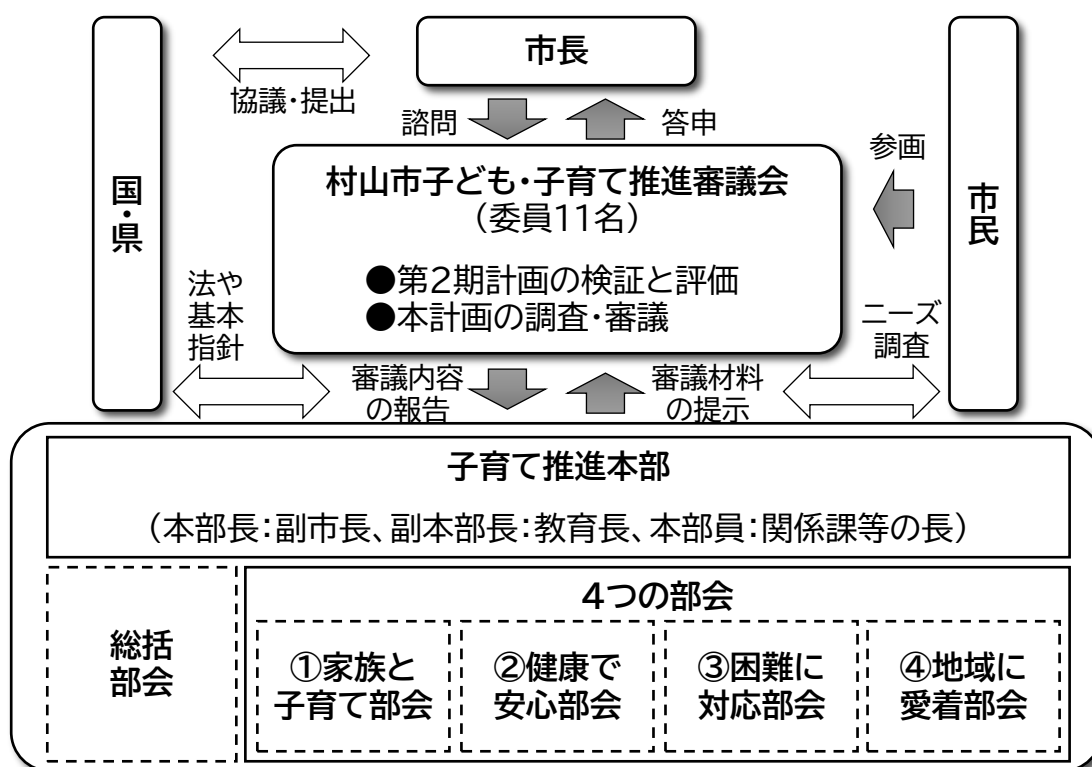
4-2. 会議での審議

(1) 村山市子ども・子育て推進審議会

本計画にこどもや若者、子育て当事者等の意見を反映し、本市における子ども・子育て支援施策をこども・若者及び子育て家庭の実情を踏まえて実施していくため、子育て中の保護者や子ども・子育て支援に関する各種団体の関係者、学識経験者等で構成する「村山市子ども・子育て推進審議会」において計画の内容について審議しました。

(2) 子育て推進本部

「村山市次世代育成支援対策行動計画『未来につなぐ村山元気っ子プラン』」（平成17年度から平成26年度）を推進していくため、子育て支援事業関係各課の調整会議として発足し、第2期計画「むらやま子育て あいあるプラン+」（令和2年度から令和6年度）策定時には「村山市子ども・子育て推進審議会」の補助的役割を担いました。本計画においても、第2期計画の検証及び本計画の骨子案作成、素案作成、本計画策定のための審議を行いました。



4-3. パブリックコメントの実施

本計画の内容について、市民の意見を広く取り入れるため、計画案についてパブリックコメントを実施しました。

Ⅱ こどもと家庭を取り巻く状況

1. 人口等の状況

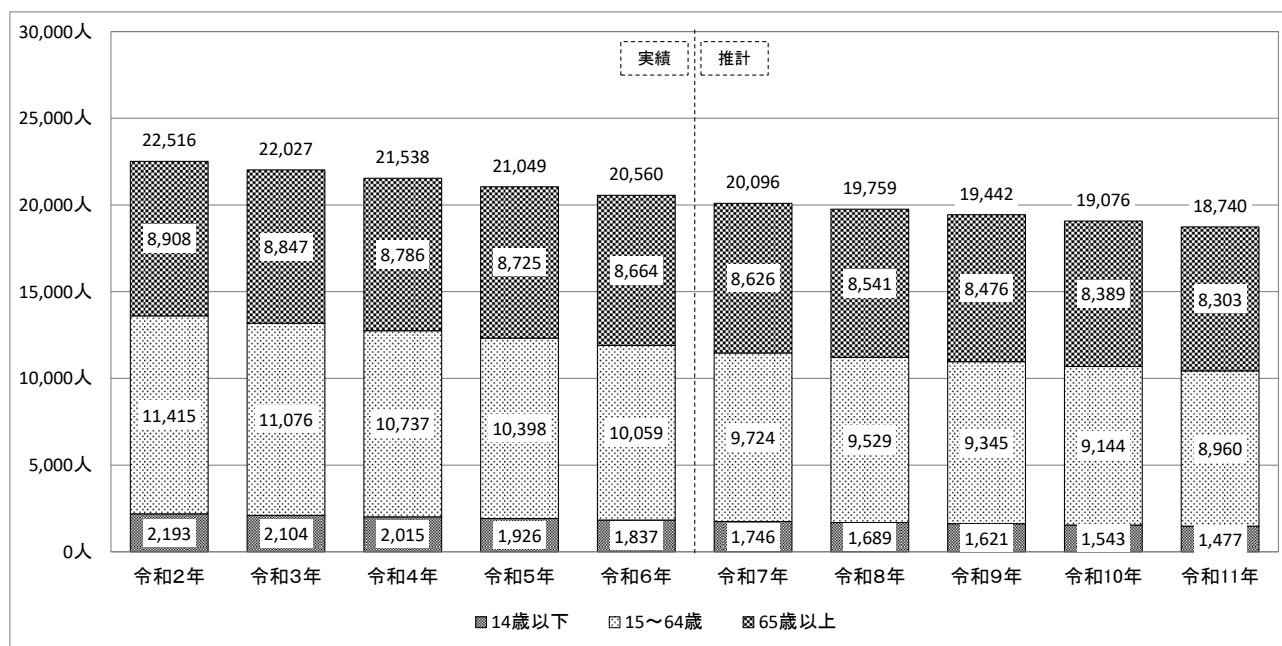
1-1. 人口の推移

総人口の推移をみると、ゆるやかな減少傾向となっており、今後も減少し続けていくことが懸念されています。令和6年は総人口が20,560人となっており、令和11年には18,740人と予想されています。年齢3区分別にみると、「14歳以下」と「15～64歳」、「65歳以上」すべてで減少傾向での推移となっています。

人口構成割合の推移をみると、「14歳以下」と「15～64歳」は減少傾向で推移しているのに対して、「65歳以上」は増加傾向で推移しています。

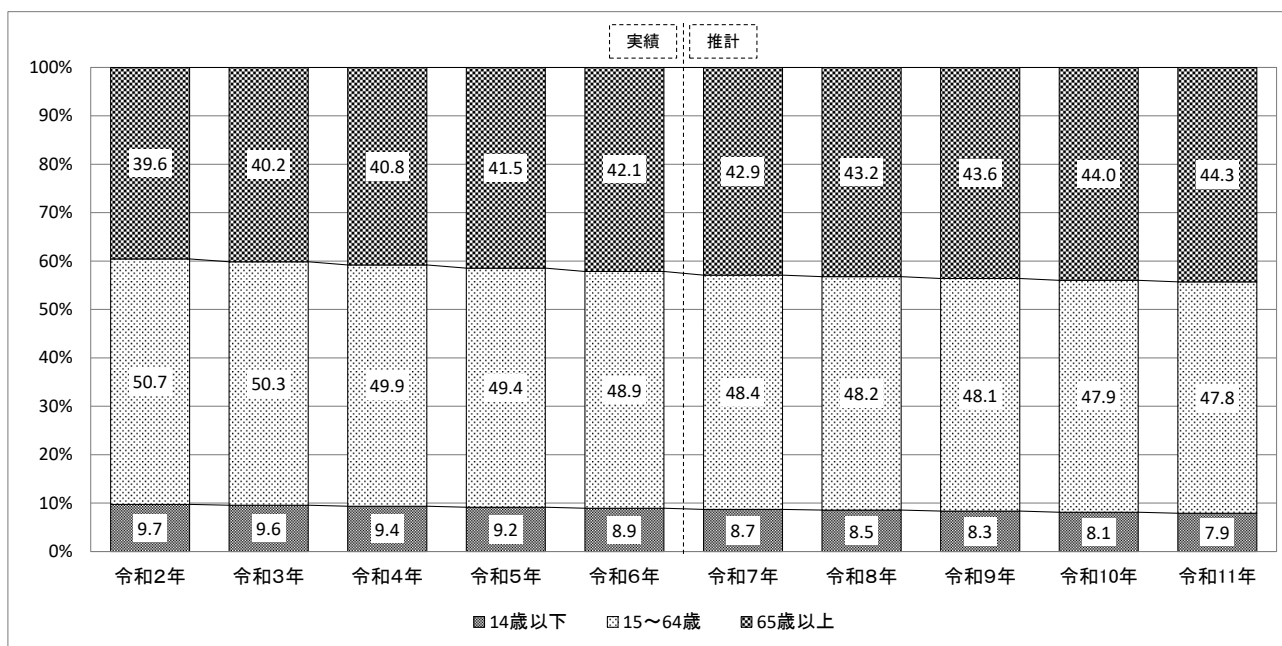
子ども・若者の人口の推移をみると、総人口と同様に減少傾向で推移しており、今後もゆるやかな減少傾向が続くと想定されています。

■ 年齢3区分別の人口の推移

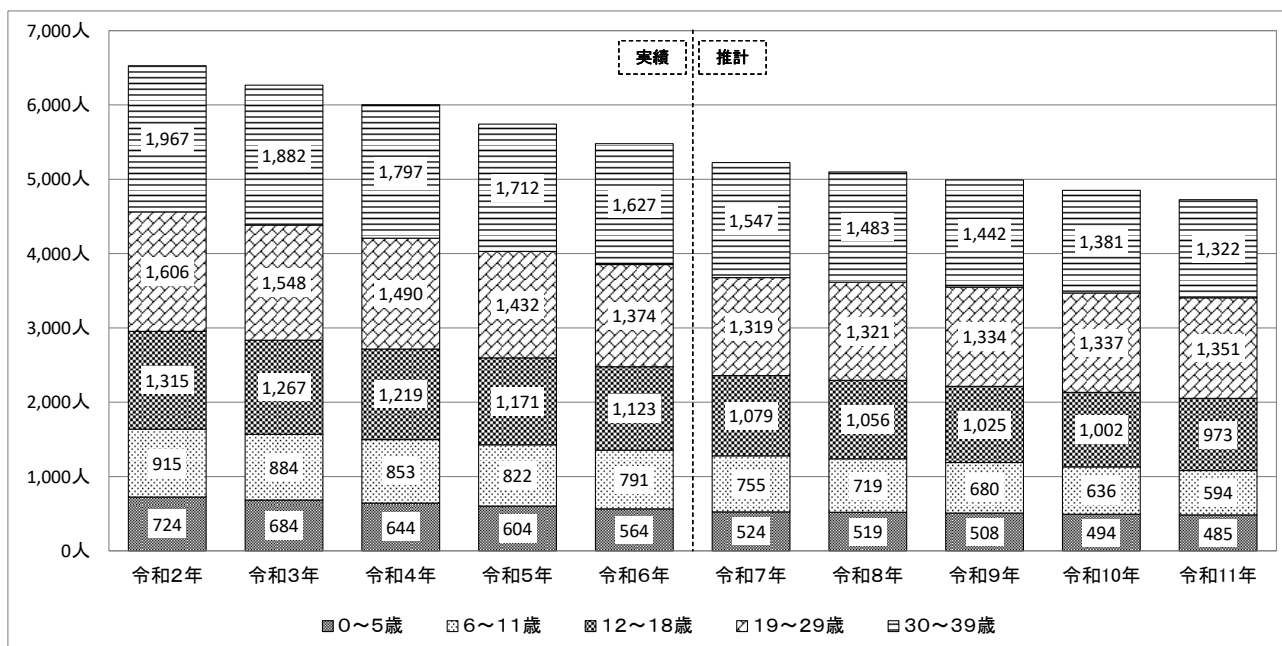


※国勢調査及び国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口(令和5(2023)年推計)』を自然増減における出生率向上+社会増減における^{すうせい}趨勢半減の場合とした推計値

■年齢3区分別の人口構成割合の推移



■こども・若者の人口の推移



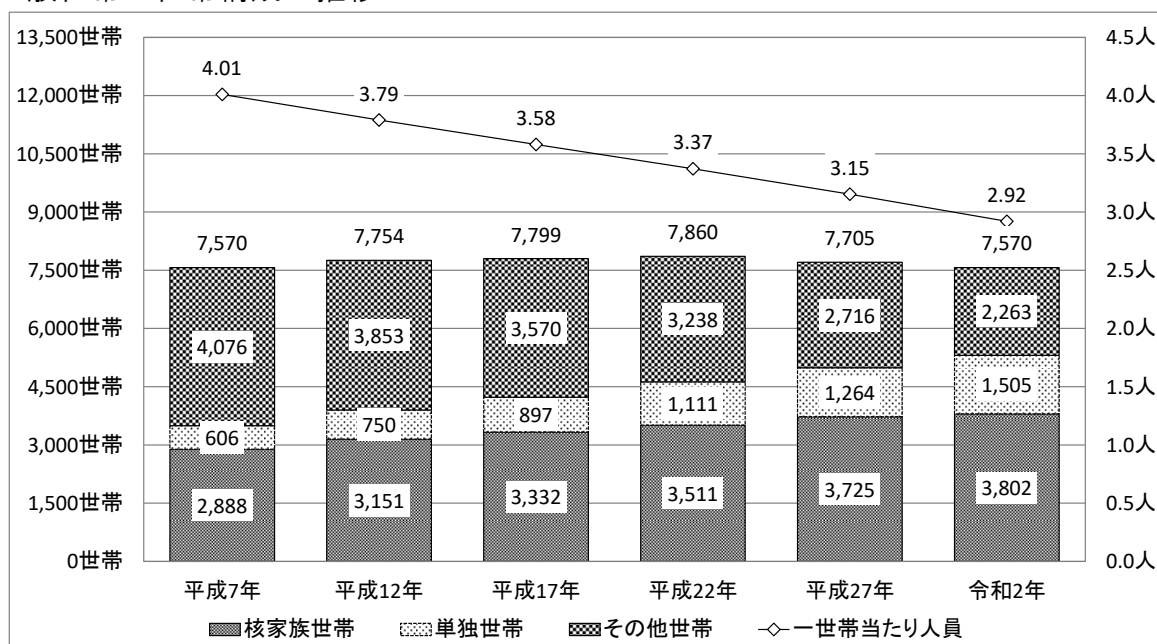
※上記2つのグラフは国勢調査及び国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口(令和5(2023)年推計)』を自然増減における出生率向上+社会増減における趨勢半減の場合とした推計値

1-2. 一般世帯数等の推移

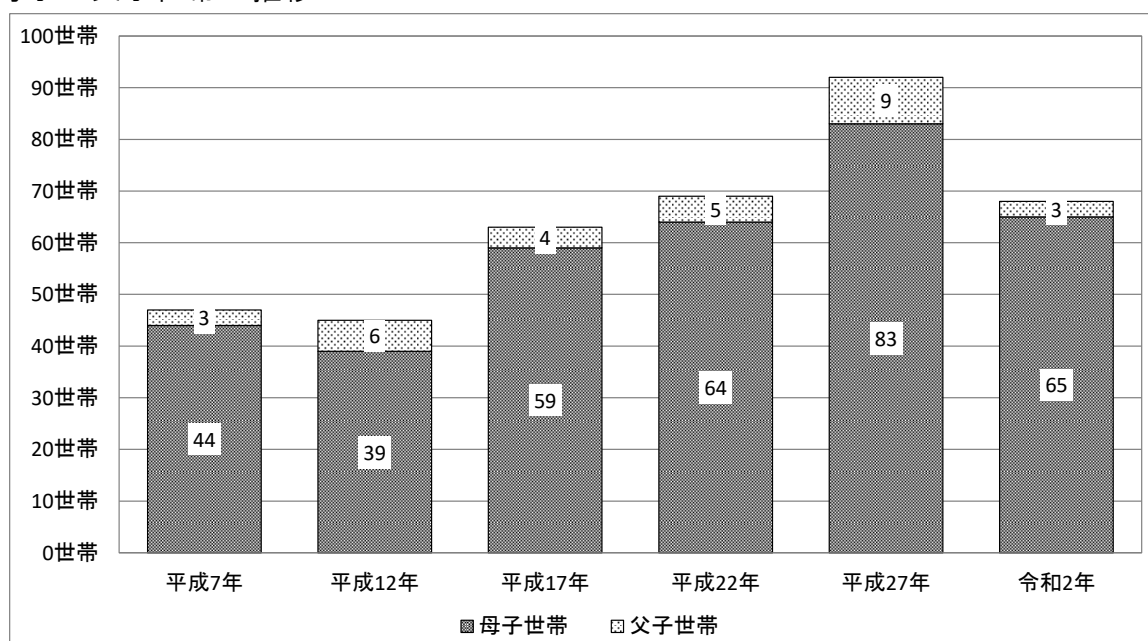
一般世帯の推移をみると、平成22年をピークとして減少に転じ、令和2年は7,570世帯となっています。世帯構成をみると、「核家族世帯」と「単独世帯」は増加傾向となっているのに対して、「その他世帯」は減少傾向となっています。また、「一世帯当たり人員」は年々減少し続けており、令和2年は2.92人となっています。

母子・父子世帯の推移をみると、「母子世帯」は平成12年から平成27年にかけて増加傾向で推移していましたが、令和2年にかけて減少に転じて65世帯となっています。また、「父子世帯」は増減しつつ10世帯未満で推移しています。

■ 一般世帯と世帯構成の推移



■ 母子・父子世帯の推移



※上記2つのグラフは国勢調査より

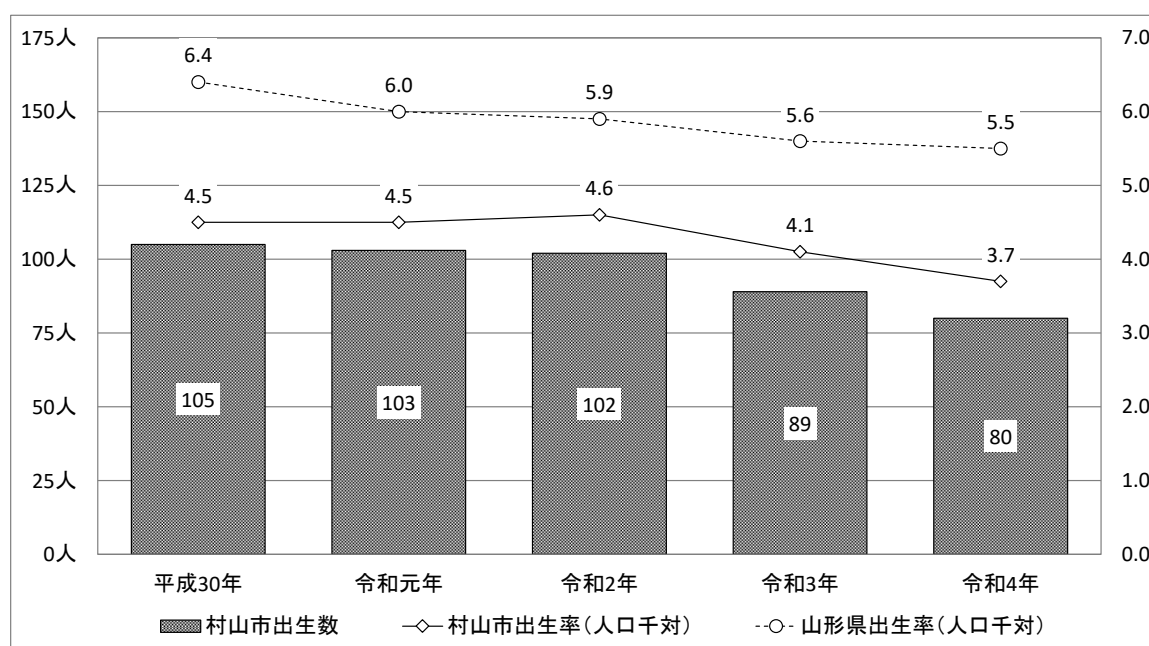
1-3. 出生数等の推移

出生数の推移をみると、令和2年まではほぼ横ばいでの推移となっていました、それ以降は減少傾向で推移しており、令和4年は80人となっています。また、「村山市出生率（人口千対）」も同様に令和2年以降は減少しており、令和4年は3.7と「山形県出生率（人口千対）」を下回る水準となっています。

合計特殊出生率の推移をみると、「村山市」は平成30年から令和2年にかけて増加していましたが、令和3年にかけて減少に転じ、令和4年は1.09となっています。これは「山形県」や「全国」と比べても低くなっています。

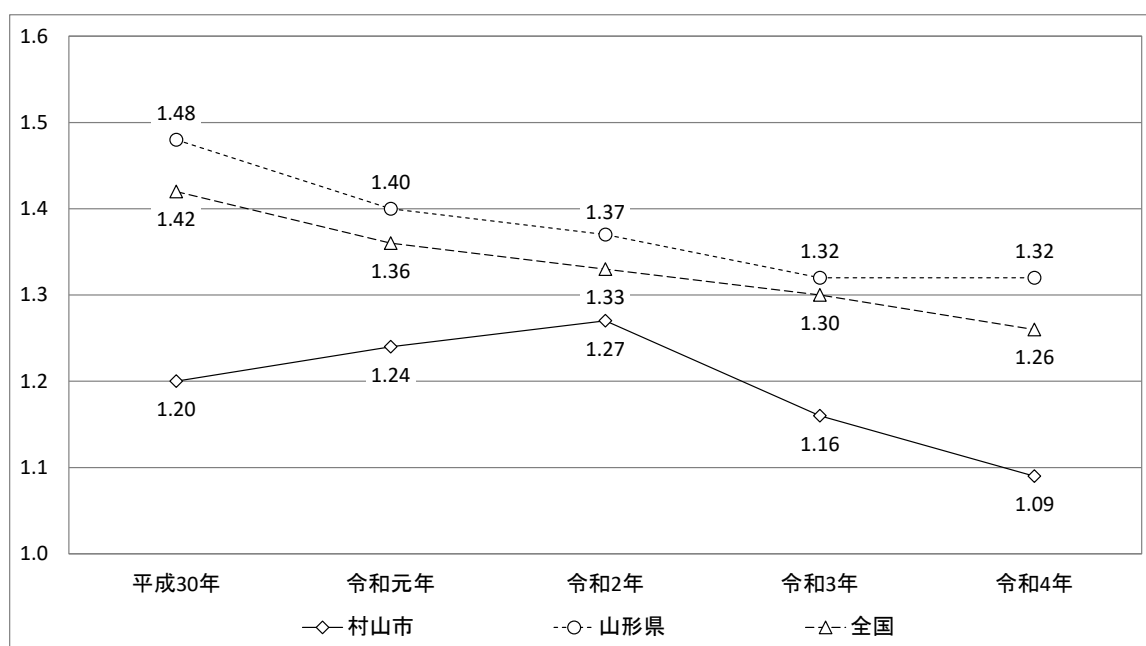
平均初婚年齢の推移をみると、「山形県（男性）」は令和2年以降低下しており、令和4年は30.4歳となっています。また、「山形県（女性）」はほぼ横ばいで推移しており、令和4年は29.1歳となっています。どちらも「全国（男性）」と「全国（女性）」より若い水準となっています。

■ 出生数の推移

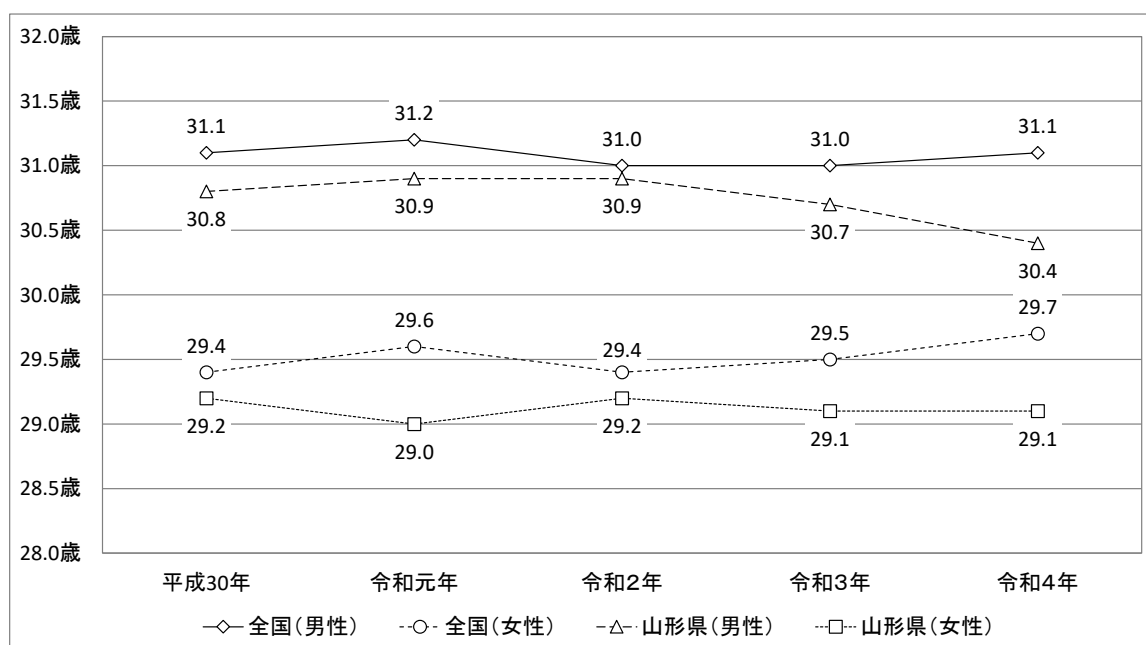


※山形県少子化・次世代育成支援対策関係データ集(令和6年1月)より

■合計特殊出生率の推移



■平均初婚年齢の推移



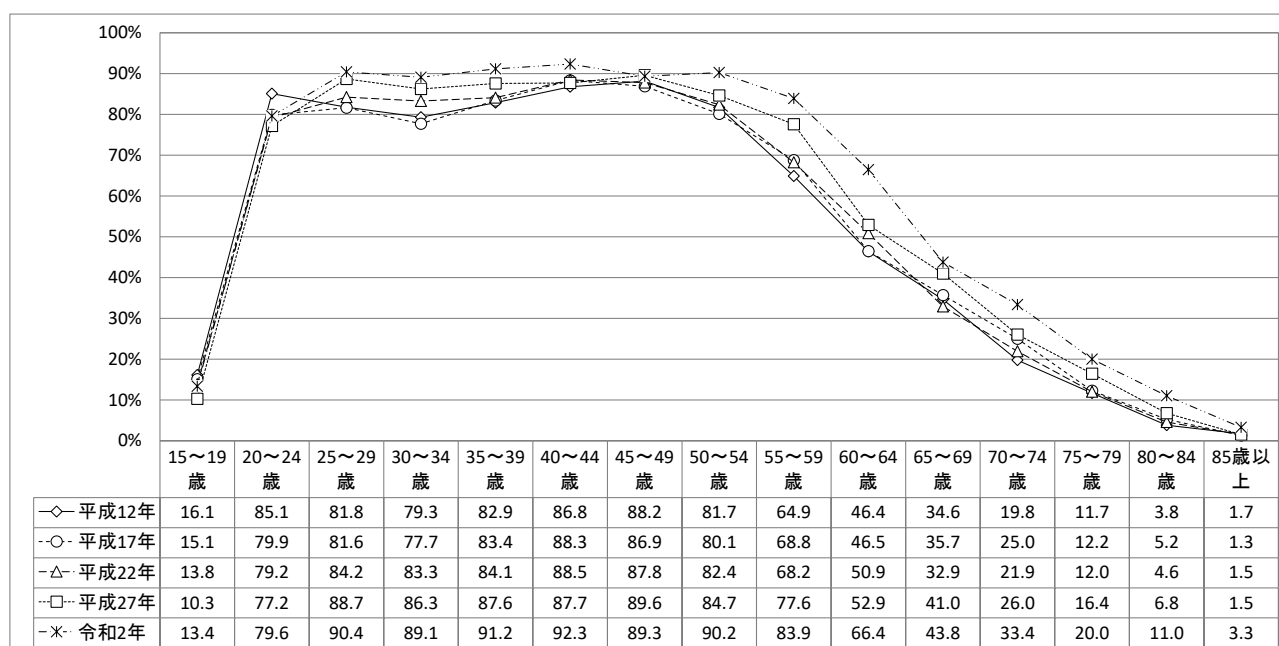
※上記2つのグラフは山形県少子化・次世代育成支援対策関係データ集(令和6年1月)より

1-4. 女性の労働力率の状況

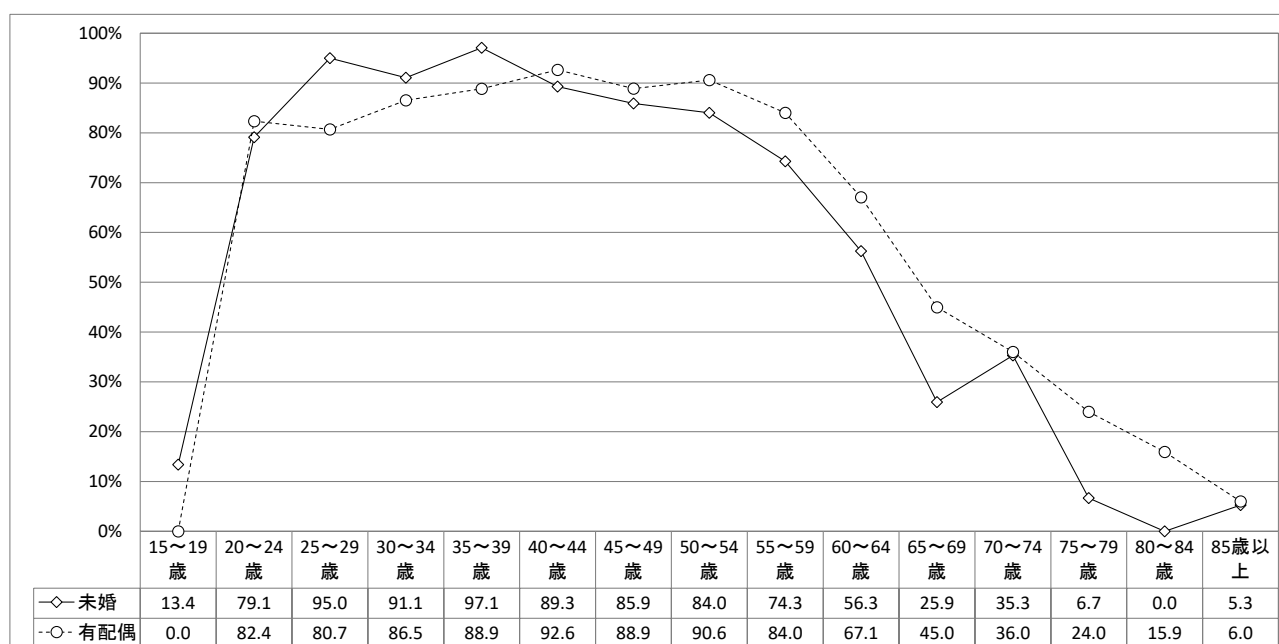
女性の5歳階級別労働力率の推移をみると、“平成12年”にみられたM字カーブが徐々に解消され、“令和2年”は「25～29歳」から「50～54歳」までがほぼ同程度の水準となっています。

令和2年の女性の未婚・有配偶別の労働力率をみると、「25～29歳」から「35～39歳」までは“未婚”の方が高くなっており、「40～44歳」以降は“有配偶”が高くなっています。

■女性の5歳階級別労働力率の推移



■女性の未婚・有配偶別の労働力率（令和2年）



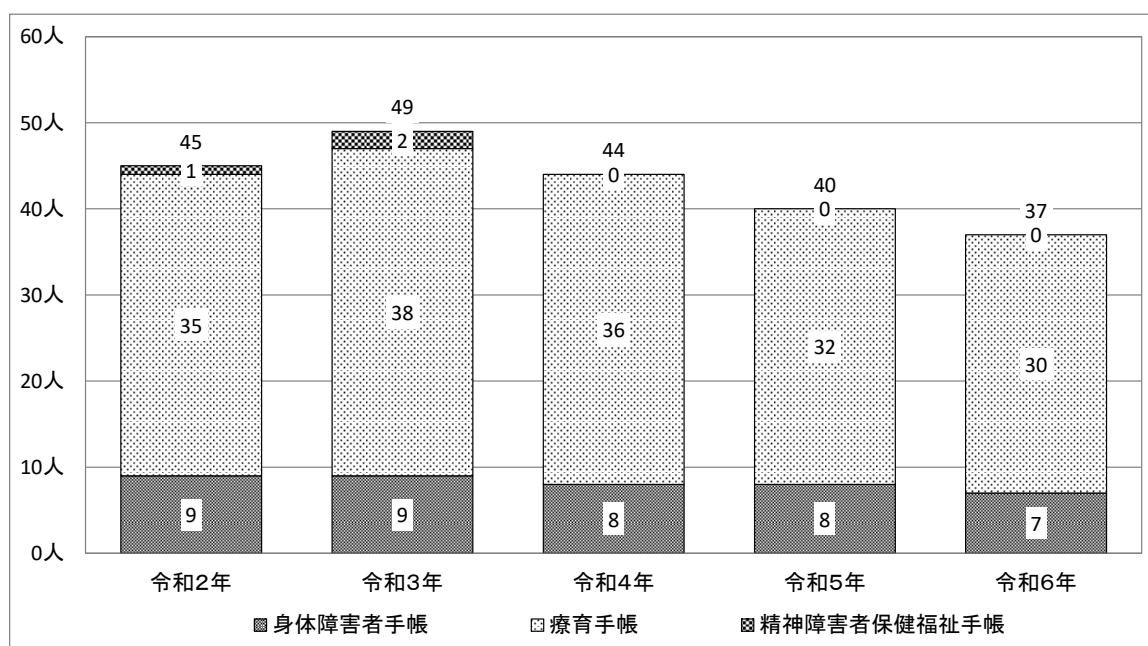
※上記2つのグラフは国勢調査より

1-5. 障がい児の状況

障がい児の手帳所持者数の推移をみると、「身体障害者手帳」はほぼ横ばいからわずかに減少傾向で推移しており、令和6年は7人となっています。「療育手帳」は令和3年をピークとして減少傾向で推移しており、令和6年は30人となっています。

「精神障害者保健福祉手帳」は令和2～3年に1～2人となっていましたが、それ以降は0人となっています。全体としても、令和3年以降は減少傾向での推移となっています。

■障がい児の手帳所持者数の推移



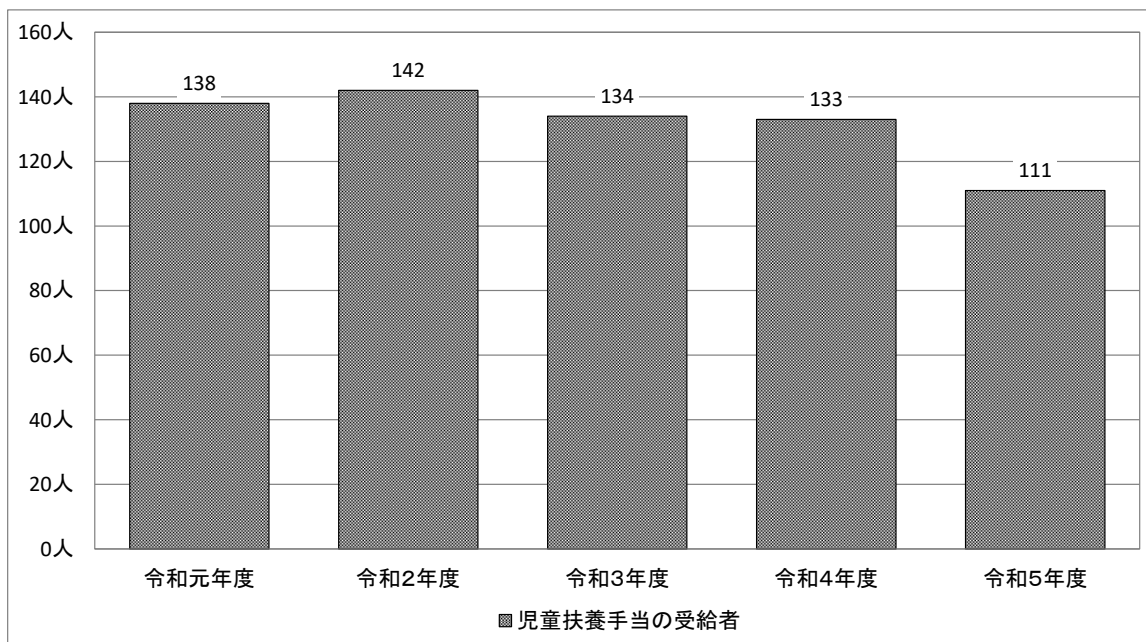
※村山市障害者台帳より

1-6. 生活支援に関する状況

児童扶養手当の受給者の推移をみると、令和2年度以降は徐々に減少しており、令和5年度は111人となっています。

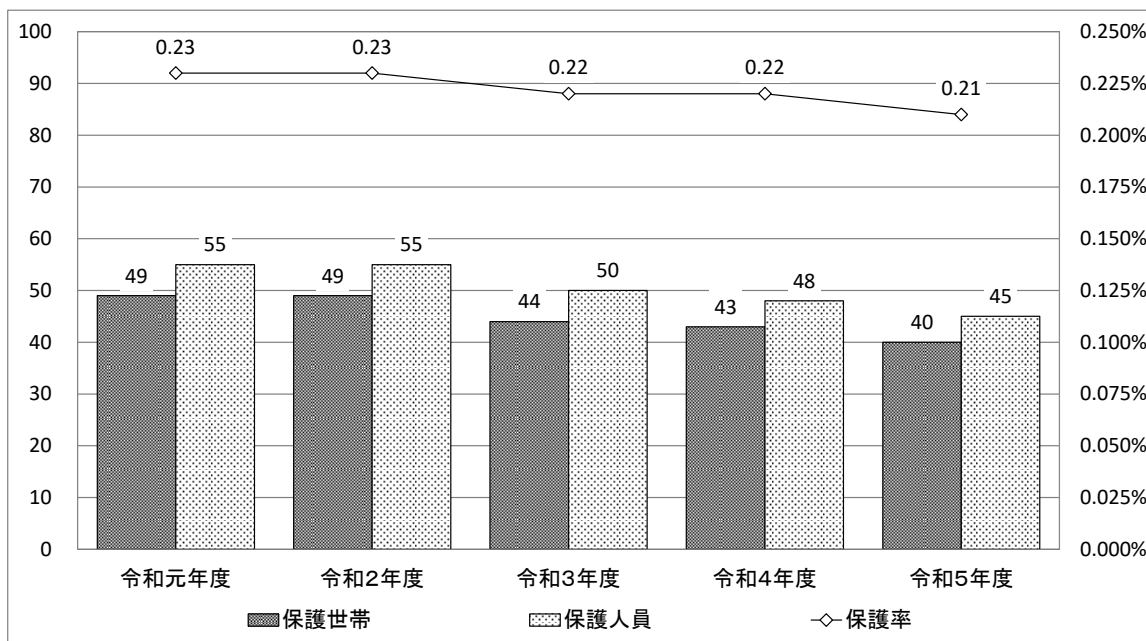
生活保護世帯等の推移をみると、「保護世帯」と「保護人員」とともに減少傾向で推移しており、そのため「保護率」も減少し、令和5年度は0.21%となっています。

■児童扶養手当の受給者の推移



※村山市子育て支援課資料より

■生活保護世帯等の推移

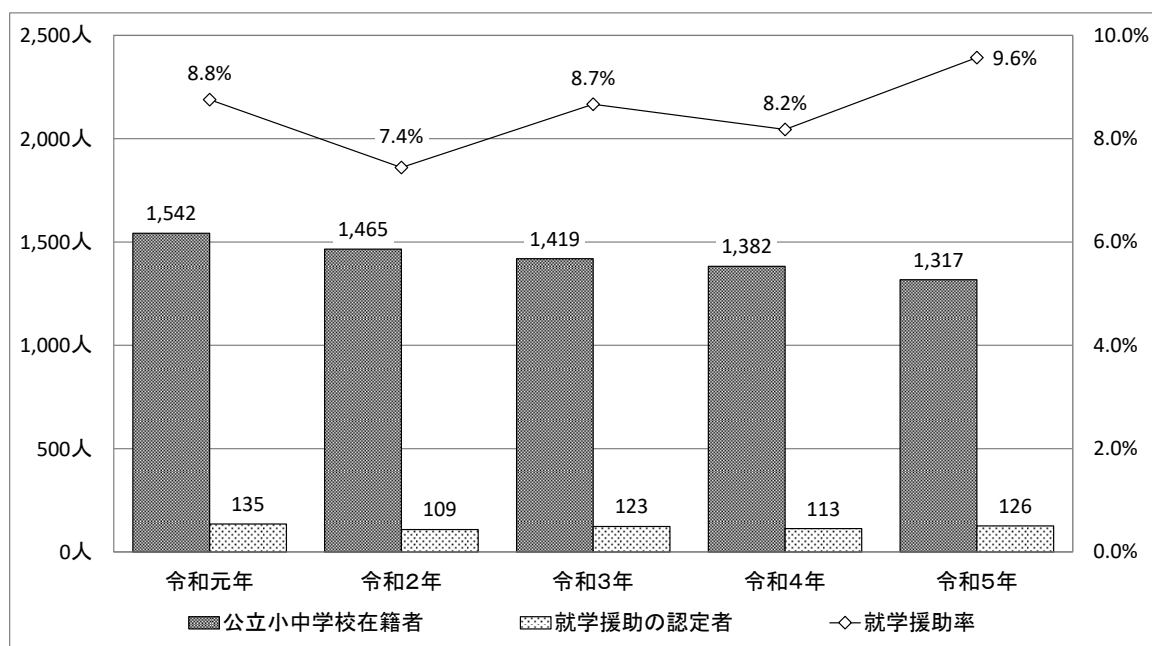


※村山市福祉課資料より

就学援助の認定者等の推移をみると、「公立小中学校在籍者」は減少傾向で推移していますが、「就学援助の認定者」は増減しつつおおむね横ばいでの推移となっており、「就学援助率」は令和5年で9.6%となっています。

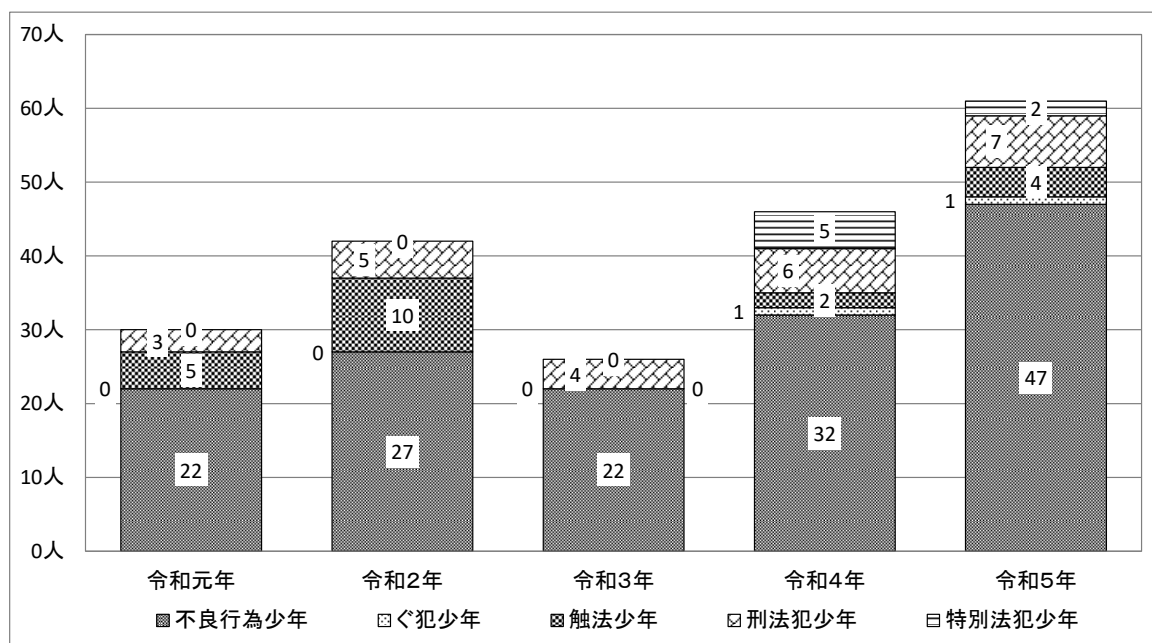
青少年検挙・補導者の推移をみると、「不良行為少年」が多くを占めており、令和5年は47人となっています。その他は増減しつつ推移しており、おおむね10人以下となっています。

■就学援助の認定者等の推移



※村山市教育委員会「小中学校児童生徒数、就学援助実施状況調査」より。公立小中学校在籍者は各年5月1日現在、就学援助の認定者は各年7月1日現在

■青少年検挙・補導者の推移



※村山警察署「少年補導概況」より。「不良行為少年」は居住地、それ以外は発生地でカウントしており、村山警察署管内の概況のため村山市、東根市が対象地域

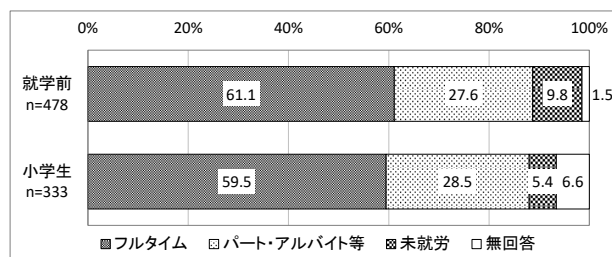
2. アンケート調査結果からみる現状

2-1. 保護者の就労状況等(子ども・子育て支援事業計画:保護者)

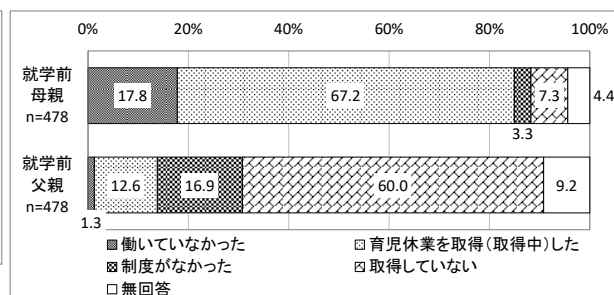
母親の就労状況をみると、就学前と小学生ともに9割弱が「フルタイム」又は「パート・アルバイト等」で就労しています。また、育児休業の取得状況をみると、「育児休業を取得(取得中)した」は母親が6割台半ば、父親は1割強となっており、父親は「取得していない」が6割となっています。

就労している母親が多いため、子育てと仕事の両立につながる支援が重要と考えられます。また、父親の育児休業の取得率向上の働きかけを事業者等に向けて行くことも大切です。

【母親の就労状況(一部合算)】



【就学前児童保護者の育児休業の取得状況】

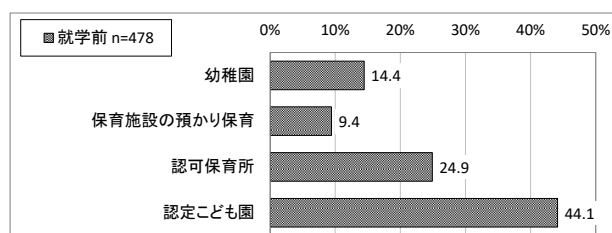


2-2. 教育・保育事業の利用状況、利用意向(子ども・子育て支援事業計画:保護者)

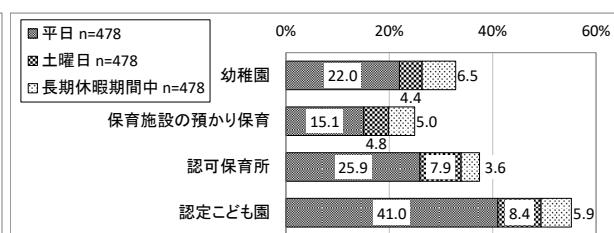
教育・保育事業の平日の定期的な利用状況では、「認定こども園」が4割台半ば、「認可保育所」が2割台半ば、「幼稚園」が1割台半ばとなっており、この3つを合わせると8割強となっています。また、教育・保育事業の今後の定期的な利用意向をみると、「平日」に関しては「認定こども園」と「認可保育所」は利用状況とほぼ同じ割合ですが、「幼稚園」と「保育施設の預かり保育」は利用状況よりもやや多い割合となっています。一方、「土曜日」と「長期休暇期間中」の利用意向はどの事業も1割以下となっています。

おおむね8割以上のこどもが平日に定期的な教育・保育事業を利用している状況です。幼稚園と保育施設の預かり保育は利用状況以上の利用意向がみられたため、利用につながっていない人がいる可能性等を踏まえ、適切な利用となるよう取り組むことが求められます。また、土曜日や長期休暇期間中の利用意向は多くありませんが、利用を希望する方がいるため、必要に応じて事業の実施を検討していくことも大切です。

【教育・保育事業の平日の定期的な利用状況(抜粋)】



【教育・保育事業の今後の定期的な利用意向(抜粋)】

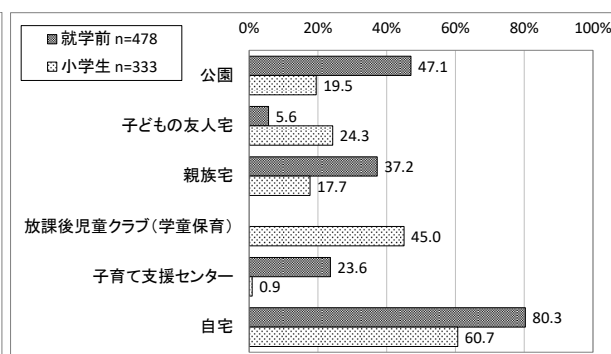
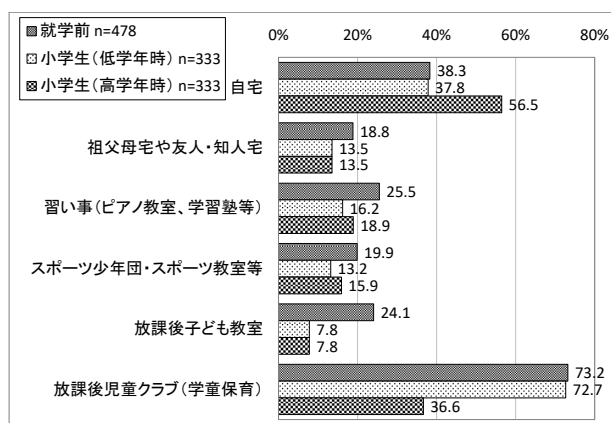


2-3. 放課後の過ごし方(子ども・子育て支援事業計画:保護者)

平日の放課後に過ごす場所の希望では、就学前と小学生低学年時の希望で「放課後児童クラブ(学童保育)」が7割強となっています。小学生高学年時の希望では「自宅」が5割台半ばとなっていますが、「放課後児童クラブ(学童保育)」も3割台半ばとなっています。小学生の土日等の放課後児童クラブの利用希望では、低学年と高学年ともに「長期休暇期間中」が6～8割弱となっています。日中によく遊ぶ場所は、就学前は「自宅」が約8割、「公園」が4割台半ば、「親族宅」が3割台半ばとなっており、小学生は「自宅」が約6割、「放課後児童クラブ(学童保育)」が4割台半ばとなっています。

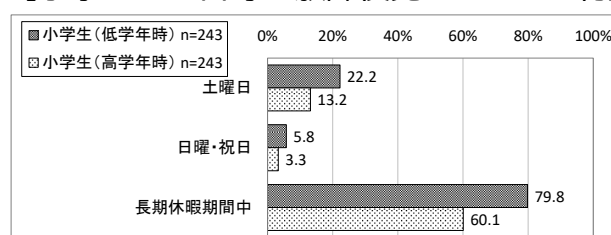
平日の放課後に放課後児童クラブの利用を希望している方が多くみられます。そのため、利用を希望する児童が確実に利用できるよう、適切な提供体制を整備していくことが求められます。また、長期休暇期間中の利用希望も多くみられたため、今後の実施等を検討していくことが大切です。日中に公園を利用する方も少なくないため、遊び場として適切な管理・運営及び整備に努めていくことも重要です。

【平日の放課後に過ごす場所の希望(抜粋)】 【日中によく遊ぶ場所(抜粋)】



※「放課後児童クラブ(学童保育)」は小学生のみ

【小学生の土日等の放課後児童クラブの利用希望(抜粋)】

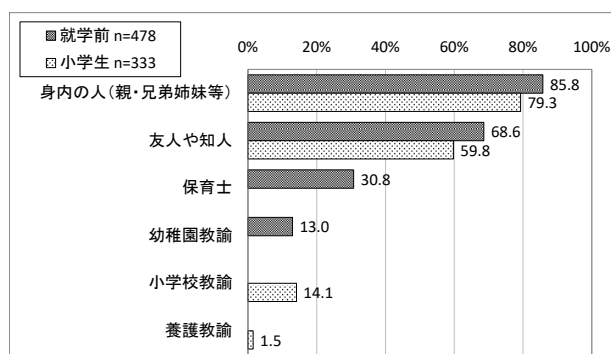


2-4. 相談相手や施策情報の入手先(子ども・子育て支援事業計画:保護者)

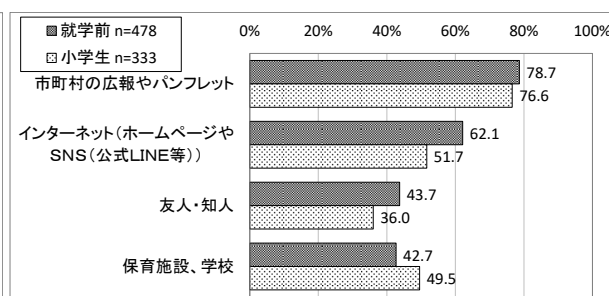
保護者がこどものことや子育てについて気軽に相談できる相手は、就学前と小学生ともに「身内の人（親・兄弟姉妹等）」が8割前後、「友人や知人」が約6～7割弱となっており、就学前では「保育士」が約3割となっています。また、必要な施策等の情報入手先では、就学前と小学生ともに「市町村の広報やパンフレット」が7割台半ば、「インターネット（ホームページやSNS（公式LINE等）」が5～6割強、「保育施設、学校」と「友人・知人」が3～4割台となっています。

気軽に相談できる相手は身内や友人・知人といった近しい人が上位にあげられており、専門的な相談窓口等はあまりあげられていない状況です。その一方で、施策等の情報入手先は市町村の広報やパンフレット、公式情報のあるインターネット等が利用されているため、施策情報と併せて相談窓口等の周知を図るとともに、気軽に利用できる環境やプッシュ方式の情報提供体制を構築していくことが重要です。

【気軽に相談できる相手(抜粋)】



【必要な施策等の情報入手先(抜粋)】



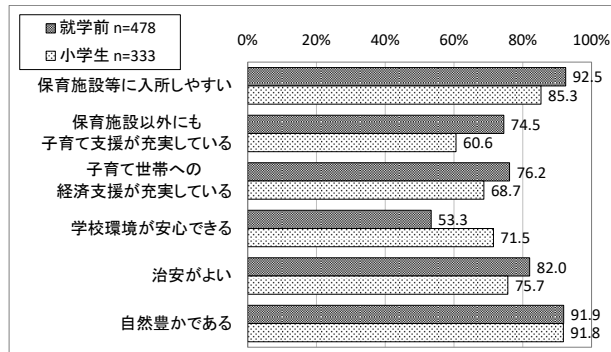
※「保育士」と「幼稚園教諭」は就学前のみ、「小学校教諭」と「養護教諭」は小学生のみ

2-5. 子育て環境・施策の評価等(子ども・子育て支援事業計画:保護者)

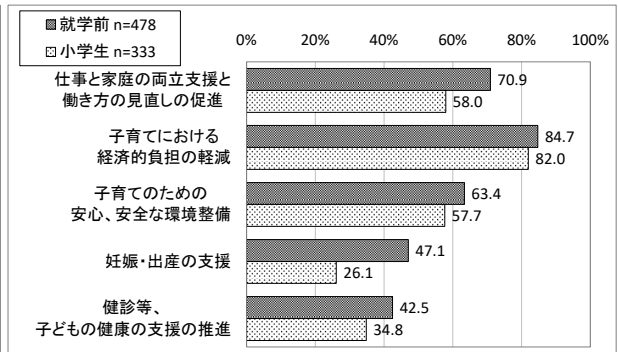
子育て環境の肯定的評価（「そう思う」と「とてもそう思う」の合計）の上位をみると、就学前と小学生ともに「自然豊かである」が9割強となっており、「保育施設等に入所しやすい」も8割台半ばから9割強となっています。また、スマイルプロジェクトの肯定的評価（「どちらかといえば評価する」と「評価する」の合計）では多くの取組が高い評価を得ています。望ましい子育て支援施策では、就学前と小学生ともに「子育てにおける経済的負担の軽減」が8割強となっており、「仕事と家庭の両立支援と働き方の見直しの促進」と「子育てのための安心、安全な環境整備」がそれぞれ5～7割程度となっています。

子育て環境として、自然の豊かさや治安の良さが評価されており、保育施設の入所しやすさや学校環境等、様々な子育て支援施策も評価されている状況がみてとれます。スマイルプロジェクトの取組も評価が高いものが多くなっています。その一方で、経済的な支援やワーク・ライフ・バランスにつながる支援等を求める声が多くあげられているため、就労している母親が多くいること等を踏まえて、多様な支援の展開や事業者への働きかけ等を進めていくことが求められます。

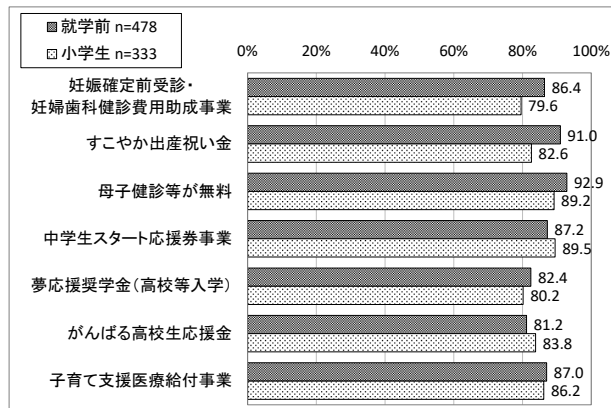
【子育て環境の肯定的評価(抜粋)】



【望ましい子育て支援施策(抜粋)】



【スマイルプロジェクトの肯定的評価(抜粋)】

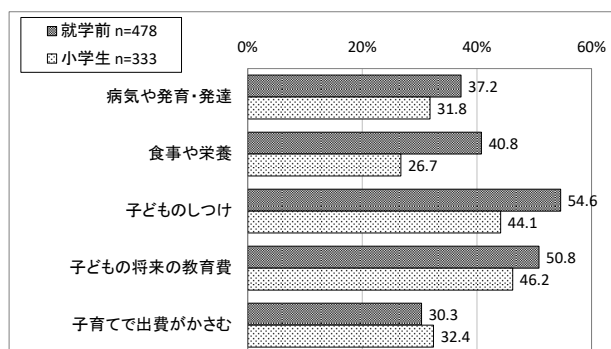


2-6. 子育てをするなかでの悩み・困り事(子ども・子育て支援事業計画:保護者)

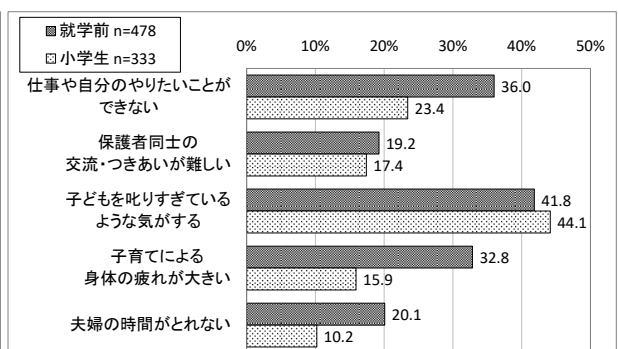
こどもに関する悩み・困り事は、就学前と小学生ともに「子どものしつけ」や「子どもの将来の教育費」が上位にあげられており、就学前では「食事や栄養」と「病気や発育・発達」も4割前後となっています。また、自身に関する悩み・困り事では、就学前と小学生ともに「子どもを叱りすぎているような気がする」が4割強となっており、就学前では「仕事や自分のやりたいことができない」と「子育てによる身体の疲れが大きい」も3割台となっています。

こどもに関する悩み・困り事では、将来の教育費や出費がかさむことへの悩みがみられ、経済的な不安がうかがえます。また、小学生に比べて就学前の方が、こどもと自身の悩みや困り事の割合が多い傾向がみられました。子育てには様々な悩みや困り事があるため、子育てに関わる多様な主体と連携した切れ目のない支援が適切に届けられるよう努めていくことが重要です。

【こどもに関する悩み・困り事(抜粋)】



【自身に関する悩み・困り事(抜粋)】

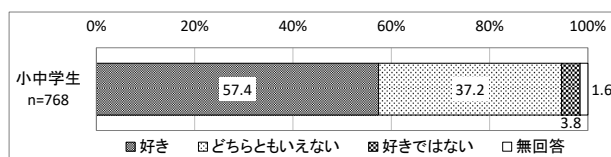


2-7. 小中学生の村山市への意識(子ども・子育て支援事業計画)

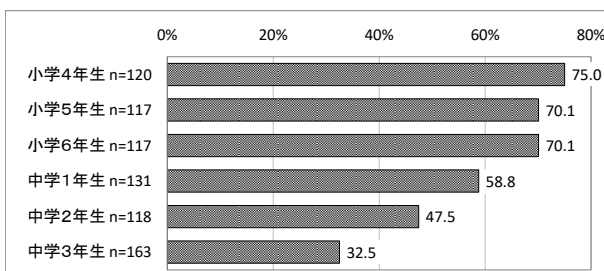
小中学生の本市への意識をみると、「好き」が5割台半ばとなっており、「好きではない」が3割台半ばとなっています。学年別にみると、“小学4年生”では「好き」が7割台半ばとなっているものが、“中学3年生”では3割強まで少なくなっています。また、本市の好きなところは、「自然が豊か」が7割弱、「住んでいる人が親切・優しい」が5割強となっています。本市の好きではないところは、「交通や買い物が便利ではない」と「公園や運動施設、文化施設が少ない」が4割前後となっています。

本市を好きと思っている小中学生が5割台半ばとなっていますが、学年が上がるにつれて好きと思っている人の割合が減少しています。本市の好きではないところでは、交通や買い物の利便性の低さや運動施設・文化施設の少なさがあげられており、こうした点が学年が上がるにつれて好きと思う割合が減少することにつながっている可能性が考えられます。中学生以上になっても本市を好きでいてもらえる、また、大人になった際に本市を選んでもらえるよう、将来を見据えたまちづくりに取り組んでいくことが重要です。

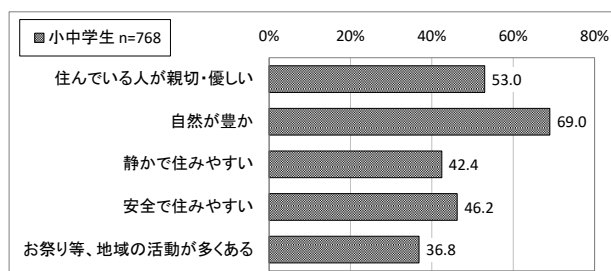
【村山市をどう思うか】



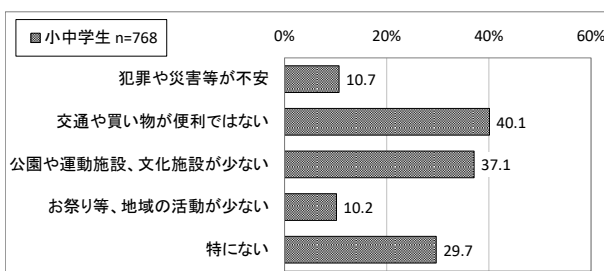
【村山市をどう思うか(学年別「好き」の割合)】



【村山市の好きなところ(抜粋)】



【村山市の好きではないところ(抜粋)】

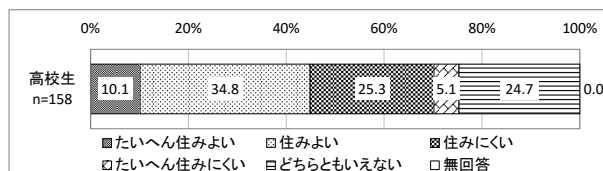


2-8. 高校生の村山市への意識(総合計画)

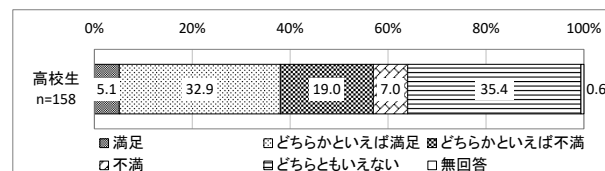
高校生にとって本市の住み心地をみると、『住みよい』（「たいへん住みよい」と「住みよい」の合計）は4割台半ばとなっており、『住みにくい』（「たいへん住みにくい」と「住みにくい」の合計）は約3割となっています。また、まちづくりの取組については、『取組に満足』（「満足」と「どちらかといえば満足」の合計）が4割弱、『取組に不満足』（「不満」と「どちらかといえば不満」の合計）が2割台半ばとなっています。本市に将来どのようなまちになってほしいかでは、「便利で快適な暮らしができるまち」が6割台半ば、「出産や子育てしやすいまち」が4割台半ば、「まつりやイベントの豊富なにぎわいのあるまち」と「医療・福祉が充実した高齢者・障がい者にやさしいまち」、「緑豊かな田園のなかでゆったりと暮らすことができるまち」の3つが3割前後となっています。

高校生にとって本市は住みよいまちと感じられており、まちづくりの取組についても満足している人が多くなっています。その一方で、どちらの設問も「どちらともいえない」の割合が2割台半ばから3割台半ばを占めていることに注意が必要です。また、本市の将来像に対して利便性や出産・子育てしやすさを希望している意見が多いことから、こうした将来像を実現し、より住みやすい「村山市」と感じてもらえるようなまちづくりを進めていくことが求められます。

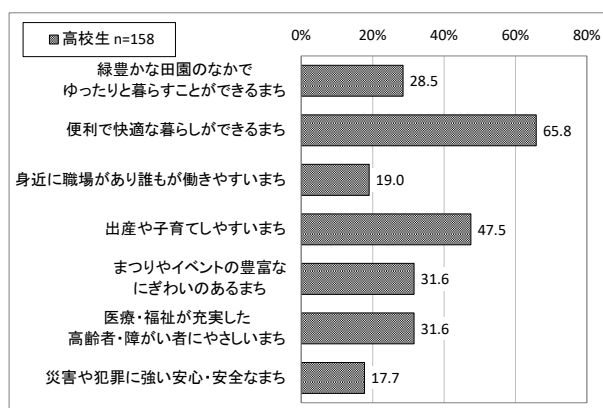
【村山市は住みよいか】



【村山市のまちづくりの取組について】



【村山市に将来どのようなまちになってほしいか(抜粋)】

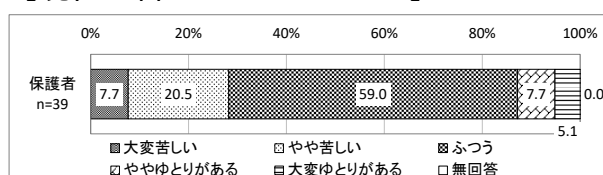


2-9. 現在の暮らしぶりや必要と考える支援等について(県の貧困に関する調査:保護者)

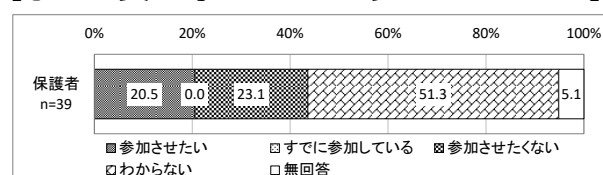
現在の暮らしぶりは「ふつう」が6割弱となっており、『ゆとりがある』（「大変ゆとりがある」と「ややゆとりがある」の合計）は1割台半ば、『苦しい』（「大変苦しい」と「やや苦しい」の合計）が3割弱となっています。また、子ども食堂等への参加意向は、「参加させたい」と「参加させたくない」はどちらも2割強となっています。こどもの進学で心配なことは、「学費等の確保」が6割台半ばとなっており、「お子さんの学力不足」が3割台半ばとなっています。その一方で「特に心配はない」は3割弱となっています。保護者が必要と考える支援は、「大学進学にかかる費用の負担軽減」が6割強、「児童手当の拡充」が5割台半ば、「医療費等の負担軽減」と「進学のための奨学金等の充実」がそれぞれ4割強となっています。

暮らしぶりが苦しいという人は3割弱となっており、こどもの進学の際には学費等の確保を心配している人が多くなっています。また、必要と考える支援でも教育費や医療費等を主とした経済的な支援が上位にあげられていることから、やはり経済的な支援の充実が求められている状況です。子ども食堂等の利用については、まだわからないという人が多くなっていますが、こどもの居場所づくりという意味を含めて取り組んでいくことが大切です。

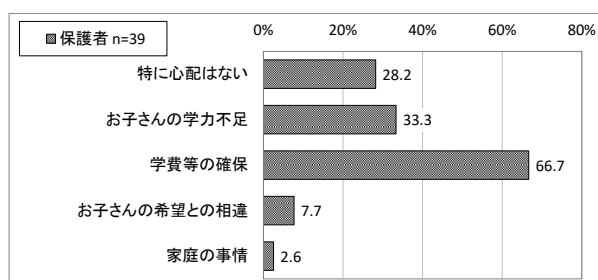
【現在の暮らしぶりについて】



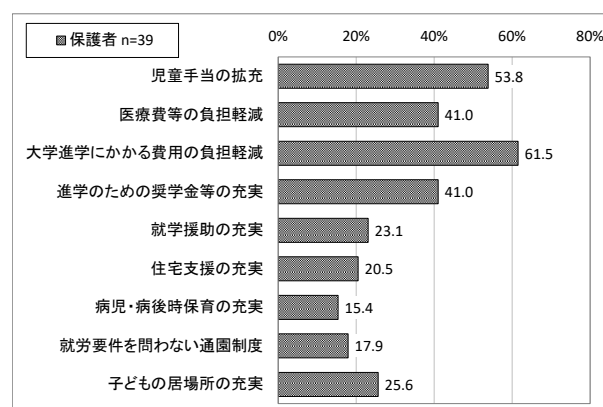
【子ども食堂等にこどもを参加させたいか】



【こどもの進学で心配なこと(抜粋)】



【必要と考える支援(抜粋)】

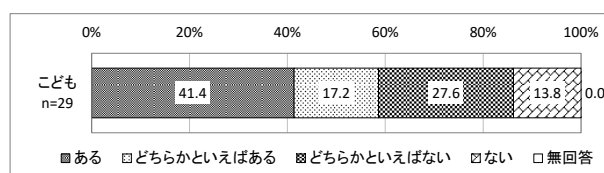


2-10. こども自身の夢や悩み・不安(県の貧困に関する調査:こども)

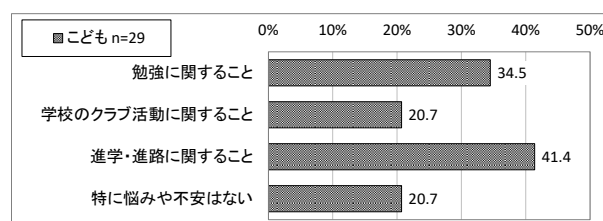
こども自身の将来の夢があるかをみると、『夢がある』（「ある」と「どちらかといえあればある」の合計）は6割弱、『夢はない』（「ない」と「どちらかといえあればない」の合計）が4割強となっています。また、悩んだり不安を感じたりしていることでは、「進学・進路に関すること」が4割強、「勉強に関すること」が3割台半ば、「学校のクラブ活動に関すること」が約2割となっています。「特に悩みや不安はない」も約2割でした。

夢を持つこどもが、その夢に向かってチャレンジできる環境を整えることや、夢を持てないこどもが、夢を持てる社会としていくことは周囲の大人や社会の役割といえます。家庭の経済状況等に関わらず、こどもが夢にチャレンジできるよう様々な支援策を展開していくことが重要です。進路や学習、学校生活に関することに対する悩みや不安を持つこどももいるため、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等と連携して悩みや不安の解消を図っていくことも大切です。

【将来の夢があるか】



【悩んだり不安を感じたりしていること(抜粋)】



3. 第2期計画(あいあるプラン+)の振り返り

3-1. 基本目標1 家族に寄り添う子育て支援体制の充実

(1)施策の方向1 保育施設・環境の充実

保育に対しての経済的な支援に注力し、環境整備に努めてきました。その結果、ニーズ調査では本市の子育て環境の評価として「保育施設等に入所しやすい」ことが高評価を得ており、今後もニーズに応えられる保育環境を整備していくことが重要です。

しかし、少子化により児童数の減少が進んでおり、適正な保育を実施するための児童数確保や予定されている小学校の統合等を考慮し、保育施設や学童保育の再編について検討を進めていくことが必要です。

ニーズ調査結果では「子育てのための安心、安全な環境整備」を求める意見も多くあったことから、保育・教育施設等における保育の質の向上を図るために、保育士や指導員の研修を継続的に実施していくことも求められます。

(2)施策の方向2 親や家族が子どもと向き合う機会を増やす取組

子育てを支え合う仲間づくりのサポートや、保護者の経済的負担軽減のため学校入学時の支援に取り組んできました。

ニーズ調査結果では、保護者から求められている施策として「子育てにおける経済的負担の軽減」が最も多くあげられており、こどもに関する悩み・困り事でも「子どもの将来の教育費」が比較的多くあげられていることから、すこやか出産祝い金事業を始め、小学校入学応援事業、中学生スタート応援券事業等の給付型の事業を継続していくことや、取組内容の拡大を検討していくこと等、経済的な支援の強化が求められているといえます。

また、ベビープログラム等の親子関係形成事業の推進については、国からも拡充が求められており、母親だけでなく家族みんながこどもと向き合う機会の創出に取り組んでいくことが重要です。その際、家族みんなが家事・育児に取り組むとともに、子育てと仕事を両立できる環境づくりやそうした意識の醸成を目指し、地域や職場における子育てへの理解促進及びそれを支える制度等の整備・定着・利用促進に努めていくことも大切です。

(3)施策の方向3 多様な預かり体制の整備

子育て世代の働く親や育児中の親がより柔軟に子育てと仕事を両立できる環境づくりに努めてきました。しかし、ニーズ調査結果では「仕事と家庭の両立支援と働き方の見直しの促進」が望ましい子育て支援策として多くあげられているため、今後も引き続き、事業者等への働きかけと併せて、ニーズに応えられる多様な預かりの仕組みづくりと保護者がこどもを預けやすい体制構築に向けた工夫等を検討していくことが重要です。

3-2. 基本目標2 心身ともに健康で安心できる体制づくり

(1) 施策の方向4 子育てに関して相談しやすく情報を得やすい体制づくり

こども家庭センターにおいて子育てに関する相談窓口を一体的に組織し、より包括的なサポートが可能となりました。

しかし、子育て世帯が抱える不安や悩みは多岐にわたっており、保護者が必要と感じた時に気軽に相談窓口を活用してもらえるよう、多様な手段による周知を検討していくことが必要です。また、相談窓口から適切な関係機関等へつなぐことができるよう、職員のスキルアップに取り組むことも求められます。

※こども家庭センター こどもや子育て世代、妊産婦を対象に多方面から一体的に支援する組織

(2) 施策の方向5 母体や子どもの健康確保のための支援の継続

これまでも市独自の新規事業や既存事業について内容の拡大・拡充に取り組んできました。今後も引き続き、多様化する市民のニーズを的確にとらえることに注力するとともに、社会や国の動向、市医師会・市歯科医師会との協議・検討を行いつつ、積極的に事業を実施していくことが重要です。

また、ニーズ調査結果では、「妊娠・出産の支援」や「健診等、こどもの健康の支援推進」を求める意見が多くあったため、具体的にどのような取組が求められているのか、より詳細な調査及び検討が必要と考えられます。さらに、市の子育て環境への評価では、休日・夜間の小児医療体制に関する評価があまり高くありませんでした。そのため、市内医療機関だけでなく、休日・夜間外来のある北村山公立病院、市外の病院等の診療体制や＃8000（小児夜間電話相談）の周知等に努めることが求められます。

3-3. 基本目標3 様々な困難への適切な対応や支援

(1) 施策の方向6 障がい児家庭やひとり親家庭への支援の継続

ひとり親家庭や障がい児への支援については、内容の拡充と継続的な改善を通じて、対象家庭への支援の充実を図ってきました。さらに、障がい児が運動や文化活動を通じて成長し、自己表現の場を得ることができています。

「医療的ケア児の支援に関するガイドライン」の作成及び受入体制づくりについては、今後も引き続きニーズの把握及び整備に向けた検討を行うことが求められます。

さぽてんに関しては送迎や食事の支援等、学習支援以外の活動を実施しました。引き続き、利用している児童・生徒のニーズを把握し、学習・生活体験・居場所等の総合的な支援を継続できる体制の構築に努めることが大切です。

また、発達につまずきがあるこどもの増加を鑑み、障がい児、健常児というくくりではなく、一人ひとりが大切にされる視点を持って事業を展開していくことや、障がいの有無や家庭環境に関わらず、誰もが地域の一員として社会活動に参加できる環境づくりや放課後等デイサービスの充実等に取り組むことも重要です。

※さぽてん 市教育委員会主催の学習支援事業「サポートスクールてんとうむし」の略

(2) 施策の方向7 気がかりな子どもとその家庭への理解と支援の充実

教育支援センターを設置して不登校児の居場所を確保するとともに、学校復帰に向けての支援を行ってきました。今後も教育支援センターの活動内容の充実を図るとともに、義務教育終了後の居場所づくりにも取り組んでいくことが重要です。

また、子育てに難しさを感じている保護者やこどもの発達に不安を感じている保護者が気軽に相談できる環境づくりに取り組み、適切な支援につなげられるよう努めることも大切です。さらに、こうした相談支援等を含め、必要とされる情報が適切なタイミングで届けられるよう、多様な情報発信体制を構築することも求められます。

(3) 施策の方向8 児童虐待予防の取組

要保護児童対策地域協議会はこども家庭センターと一体的に虐待に至らない心配な児童や家庭への対応を拡大してきており、重症化予防につながっています。その一方で、虐待対応ダイヤル「189」や相談窓口等の認知度は高いとはいえません。ヤングケアラーについての理解促進と併せて、一層の周知・啓発に努めていく必要があります。

また、こども家庭センターを核として関係機関の連携強化を図り、相談支援体制の充実に努めることも大切です。

3-4. 基本目標4 地域に愛着を持てる憩いの場や居場所づくり

(1) 施策の方向9 遊び・学べる環境づくりの推進

こどもたちが自由に遊び、想像力を育む環境が提供され、地域の魅力を高める重要な要素となる遊び場の整備や、既存施設の改修等を行うことで安心して楽しめる場所の増加に努めてきました。

しかし、ニーズ調査結果からは屋外、屋内ともに「遊び場や公園が少ない」「遊び場が遠い」「遊具がない、少ない」という意見が多くあげられていました。また、児童・生徒のニーズ調査結果からも、本市の好きではないところとして「公園や運動施設、文化施設が少ない」ことが多くあげられていました。

そのため、就学前児童や小学生を対象とした遊び場の整備について、管理や維持も含めて検討していくことや、ある程度の年齢以上の児童・生徒を対象とした施設について、既存施設の周知や利用促進、使いやすい仕組みづくり、利用しやすい環境づくり等が必要です。

(2) 施策の方向10 愛情や愛着がわく地域環境づくり

地域の人や地元高校生からの指導を得た体験塾及び放課後子ども教室等では、地域住民との交流を促進して地域に対する愛着心を育むだけでなく、地元の歴史や文化を次世代に伝える重要な役割を果たしています。

一方、児童・生徒のニーズ調査結果では、「交通や買い物が便利ではない」ことや、年齢があがるにつれて本市が「好き」という割合が減少し、「どちらともいえない」と「好きではない」の割合が増加する傾向がみられました。

本市への愛情や愛着を育むためには、児童・生徒の移動や生活の利便性向上を図るとともに、こどもの意見を聴き、施策等に取り入れていくことで住民として参画している意識を醸成していくことが重要となります。

Ⅲ 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

本計画は、第6次村山市総合計画前期基本計画と整合性を図るとともに、令和2年3月に策定した第2期計画の考え方や施策を受け継ぎ、新たに村山市子ども・若者計画及び村山市こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する計画を内包する計画となります。

また、本計画は「全ての子ども・若者が、日本国憲法、子ども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会」である「こどもまんなか社会」の実現を目指していくものです。

そのため、これまでの子ども・子育て支援の考え方等を引き継ぎつつ、若者も含めて全てのこどもが安心して夢や希望を持ち、自らの可能性を伸ばしていけるまちとなるよう、「家族や地域の愛情に包まれ、こどもが健やかに成長できるまち」を本計画の基本理念とします。

【基本理念】

家族や地域の愛情に包まれ、こどもが健やかに成長できるまち

こども大綱における、こども施策に関する基本的な方針は以下の6つです。

- ①子ども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
- ②こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
- ③こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
- ④良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
- ⑤若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろう）の打破に取り組む
- ⑥施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

これらの基本的な方針を踏まえ、基本理念の実現に向けて取り組みます。また、こどもや若者自身が意見を形成する支援を行うとともに、意見を表明しやすい環境づくりを進め、多様な意見を本計画の取組に反映していきます。

2. 基本目標

本計画の基本理念に基づき、次の5項目を基本目標として設定します。

基本目標1 家族に寄り添う子育て支援体制の充実

安心して出産・子育てをするためには、家族や子育てに関わる人の存在と職場や地域における理解が必要です。また、子育てと仕事の両立に向けて、多様な預かり体制が欠かせません。

そのため、子育て家庭を支える幼稚園や保育施設、一時的に必要とされる保育や預かり施設の確保及び預けやすい仕組みづくりを推進するとともに、保護者が心身にゆとりを持って子育てができるよう経済的支援を継続します。

基本目標2 心身ともに健康で安心な体制づくり

こどもや子育て家庭が心身ともに健康で安心して暮らすためには、必要な情報を必要な時期に得ることができる環境が大切です。出産や育児の悩みを相談しやすい環境を整え、同じ世代が交流することにより情報収集・交換・共有しやすい場の環境を整えることで安心して子育てができるよう支援します。

また、母体やこどもが健康に過ごし成長できるよう、妊産婦や乳幼児の健診や相談を継続していきます。

基本目標3 障がい等様々な困難への適切な対応や支援

障がい児を持つ家庭や困難を抱える家庭に寄り添い、支えることで課題の解消や自立まで見届ける支援が大切です。発達障がいを含む障がい児を持つ家庭に対する支援やひとり親家庭に対する支援、不登校やひきこもりのこどもを持つ家庭、児童虐待が疑われる家庭等に対し適切な対応や支援を継続して実施します。

基本目標4 地域に愛着を持てる憩いの場や居場所づくり

こどもや子育て世帯が地域から愛されていることを実感し、地域に愛着を持って暮らせることが大切です。

憩いの環境づくり、地域や人の魅力を感じることができる機会の創出、結婚等で新生活を始める人や子育て世帯への定住支援等、本市に住み続けたいと感じることができ施策を推進します。

基本目標5 こどもの貧困対策と若者の育成支援

すべてのこどもが将来に希望を持ち、自分らしく社会生活を送れるようになるまで、社会全体で支えていくことが重要です。

そのため、家庭環境に関わらず、夢をあきらめることなく平等な機会を得られるよう環境整備に取り組むとともに、こどもや若者の意見表明機会の創出と具体的な施策への反映、また、社会全体で子育て当事者を支える意識の醸成等に努めます。



助産師さんへ産後の状態について相談



保育施設での給食の様子

3. 施策の体系

基本理念

家族や地域の愛情に包まれ、こどもが健やかに成長できるまち

基本目標1

家族に寄り添う子育て支援体制の充実

家族や子育てに関わる人の存在と職場や地域における理解が必要です。また、子育てで家庭を支える保育施設等の確保や預けやすい仕組みづくり、心身にゆとりをもって子育てができるよう経済的支援等を継続します。

基本目標2

心身ともに健康で安心な体制づくり

出産や育児の悩みを相談しやすい環境を整え、同じ世代の交流による情報収集・交換・共有しやすい場を整え、安心して子育てができるよう支援します。また、妊産婦や乳幼児の健診や相談、経済的支援等を継続します。

基本目標3

障がい等様々な困難への適切な対応や支援

障がい児を持つ家庭に対する支援やひとり親家庭に対する支援、不登校やひきこもりのこどもを持つ家庭、児童虐待リスクのある家庭等に対し、適切な対応や支援を継続します。

基本目標4

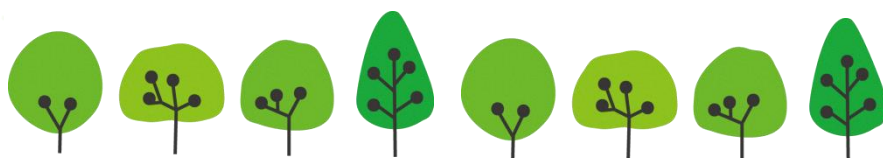
地域に愛着を持てる憩いの場や居場所づくり

地域に愛着を持って暮らせるよう、憩いの環境づくりや地域・人の魅力を感じることができる機会の創出、結婚等で新生活を始める人や子育て世帯への定住支援等、村山市に住み続けたいと感じることができる施策を推進します。

基本目標5

こどもの貧困対策と若者の育成支援

こどもや若者が、家庭環境に関わらず、夢をあきらめことなく平等な機会を得られるよう環境整備に取り組み、意見表明機会の創出と具体的な施策への反映、また、社会全体で子育て当事者を支える意識の醸成等に努めます。



施策の方向

1. 保育施設・環境の充実

例) 保育施設・学童保育施設等の再編、保育士・指導員等の確保及び資質向上事業、在宅保育事業 等

2. 親や家族がこどもと向き合う機会を増やす取組

例) ベビープログラム事業、すこやか出産祝い金支給事業、小学校入学応援事業、中学生スタート応援事業、高校入学等応援金支援事業 子育てスマイルプロジェクト事業等を企業へ周知 等

3. 多様な預かり体制の整備

例) 病児・病後児保育事業、子育て応援託児サービス費用助成事業、一時預かり事業、こども誰でも通園制度 等

施策の方向

4. 安心して産み育てられる環境づくり

例) 不妊治療(先進医療)費助成事業、不育症治療費助成事業、妊娠確定前産科受診費用助成事業、産後サポート事業 等

5. 母体や子どもの健康確保に向けた取組

例) 乳幼児等予防接種費用助成事業、妊産婦・乳幼児健康診査事業、子育て支援医療給付事業、ピロリ抗体検査・除菌治療費用助成事業、歯科パノラマ X 線検査事業 等

6. 相談しやすく情報を得やすい体制づくり

例) こども家庭センターにおける各種相談事業、子育てに関する情報の発信 等



施策の方向

7. 障がい等支援が必要な家庭への取組

例) 医療的ケア児受入促進事業、障がい児健全育成事業、幼児発達相談事業、ペアレントサポート講座、発達支援事業所副食費助成事業、重度心身障がい児介護者支援金支給事業 等

8. 児童虐待予防の取組

例) 児童虐待防止事業、主任児童委員・民生委員・見守りネットワークによる見守り 等

施策の方向

9. 遊び・学べる環境づくりの推進

例) 飴葉プラザや LinkMurayama の活用、教育支援センター事業、子育て支援センターの活用、憩いの場や居場所づくり、むらやま英語教育推進プラン 等

10. 愛情や愛着がわく地域環境づくり

例) GOGOむらやま夢体験塾、放課後子ども教室、総合型スポーツクラブ・スポーツ少年団活動への支援 等



施策の方向

11. こどもや若者が平等に機会を得られる支援

例) ひとり親家庭等学習支援事業、ひとり親家庭等子育て応援給付金事業、夢応援奨学金 等

12. こどもや若者を支える取組

例) 教育支援センター事業、むらやま縁結びたい活動推進事業、結婚新生活支援事業、子育て応援・定住促進事業、きずなトークむらやま事業 等



IV 施策の展開

基本目標1 家族に寄り添う子育て支援体制の充実



持続可能な開発目標(SDGs)の「誰一人取り残さない」という考え方は、本計画の基本理念にもつながる考え方であるため、計画の施策を通してSDGsの様々な目標達成に取り組んでいきます。

施策の方向1 保育施設・環境の充実

こどもの心身の状況や保護者の就労・養育状況を含めたこどもの置かれた環境に配慮し、保育環境の充実に努めます。

少子化による児童数の減少を踏まえ、望ましい保育環境整備のための園児数確保を実施するため、保育施設の配置・運営方針を検討します。さらに、小学校の統合に向けて、学童保育についても適正な児童数や指導員の配置のため、施設の再編・整備を検討します。

加えて、多様化する教育・保育サービスのニーズとこどもの安心・安全な預かり、特別な配慮が必要な児童への対応のため、必要な保育士や幼稚園教諭、指導員の確保及び資質向上を図るとともに、労働環境の処遇改善や現場の負担軽減にも取り組みます。

自宅で保育を行う世帯の把握及び経済的な支援の充実を推進し、学びの連続性を踏まえた、幼保小の連携に基づく質の高い幼児教育・保育を推進します。

■主な具体的事業

○保育施設・学童保育施設等の再編（継続）

少子化や施設の老朽化が進むなかで、保育、学童保育施設の再編が必要です。効率的な施設運営と質の高い保育環境を提供するため、適切な施設配置と維持管理を目指します。

○保育士・指導員等の確保及び資質向上事業（継続）

安全で安心な保育には、保育士や学童指導員の人員の確保や質の向上が必要です。専門的な知識や技術取得のために、調査研究や研修会を行い、安全安心な保育環境の整備に努めます。

○在宅保育支援事業（継続）

乳幼児を保育園等に預けることなく、家庭で育てる世帯に経済的支援を行います。

施策の方向2 親や家族がこどもと向き合う機会を増やす取組

こどもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう、家族向け講座の充実を図り、家族みんなが家事・育児へ参加する意識の醸成やこどもと向き合う機会の創出に取り組みます。

また、こどもを産み育てやすい職場環境づくりに向けた企業啓発や、保護者が心身にゆとりを持って子育てができるよう、保護者とこどものライフステージに沿った経済的支援を継続します。

■主な具体的事業

○ベビー・プログラム事業（継続）

親とこどもの間で健全な関係を築くためのサポートをします。乳幼児期のこどもとその保護者を対象として講座を開催し、親子の信頼関係やコミュニケーションを高めるための取組を行います。

○すこやか出産祝い金支給事業（継続）

市全体でこどもの誕生を祝福し、子育てを応援するため、出産した家庭にお祝い金を支給します。

○小学校入学応援事業（拡大）

小学校入学予定者へ保護者の経済的負担の軽減と児童の健康維持のため、通学用に使えるランドセルより軽いリュックタイプのカバンを贈呈するほか入学用品の準備金を支給します。

○中学生スタート応援券事業（継続）

保護者の経済的負担の軽減のため、中学校入学に向けて準備する制服や学校指定用品等に見える商品券を支給します。

○高校入学等応援金支給事業（新規）

高校等進学時に共通して必要となる制服や学校指定用品等の準備に係る保護者の経済的負担の軽減のため入学応援金を支給します。

○子育てスマイルプロジェクト事業等を企業へ周知（継続）

子育てスマイルプロジェクト事業を企業へ周知するとともに、育児休暇を取得しやすい環境について協力を依頼する。

施策の方向3 多様な預かり体制の整備

保護者のニーズに応えられるよう、病児・病後児保育を含めた一時預かりやファミリー・サポート・センター事業を継続し、ニーズに応じた新たな地域資源の開拓を模索していきます。また、放課後児童クラブの運営により、保護者の仕事と子育ての両立を支援し、こどもが健やかに育つ環境を整えます。

■主な具体的事業

○病児・病後児保育事業（継続）

子育てと仕事を両立させるため、また、家庭の諸事情によりこどもの看病ができない場合等に保護者が安心して仕事を続けられるよう支援します。

○子育て応援託児サービス費用助成事業（継続）

保護者のリフレッシュのため、生後6か月を過ぎたこどもの保護者に無料託児券を配布します。

○子育て世帯訪問支援事業（検討）

虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的に家事や育児に不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦等がいる家庭に支援員が訪問し、不安や悩みを傾聴し、家事支援や養育支援を提供します。

○乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）（検討）

保護者の就労有無や理由を問わず0歳6か月から2歳の未就園児が保育施設を時間単位で利用できる制度が「こども未来戦略方針」で打ち出されており、令和8年度からの全国的な実施に取り組めます。



ベビープログラムでの交流の様子

基本目標2 心身ともに健康で安心な体制づくり



施策の方向4 安心して産み育てられる環境づくり

男女ともに性や妊娠に関する正しい知識を身に付け、生活や健康管理に取り組めるよう、関係機関が連携してプレコンセプションケアを推進します。また、特定不妊治療や不育症治療、子育て支援医療や予防接種への費用助成について継続して実施し、安心して産み育てられる環境づくりに取り組みます。

また、妊産婦や乳幼児の健康診査、相談、乳幼児全戸訪問等の母子保健事業を通じて、妊娠前後から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない支援を拡大していきます。

こどもや若者が安心して医療サービスを受けられるよう、医療、保健、福祉、教育等の関係者間の連携強化及び情報共有等や小児医療体制の充実を図ります。

※プレコンセプションケア 妊娠前の女性やカップルに対し、性や妊娠に関する正しい知識を身に付け、健康管理や将来設計等の保健介入を行うこと

■主な具体的事業

○不妊治療、不育症治療等費用助成事業（継続）

不妊治療（先進医療）や不育症治療等の費用助成を継続します。

○産後サポート・産後ケア事業（継続）

産後安心して子育てができるよう医療機関や助産師による心身のケアや育児へのアドバイスを実施します。

施策の方向5 母体や子どもの健康確保に向けた取組

母体や乳幼児の心身の健康維持に関する支援として、妊婦健康診査や乳幼児健診等の母子保健事業を継続して行います。また、産婦乳児1か月健診や新生児聴覚検査においては、異常を早期に発見し、早期治療、療育につなげることができるよう事業を継続していくことが大切です。

■主な具体的事業

○乳幼児等健診・予防接種費用助成事業（拡充）

おたふくかぜ・インフルエンザワクチンを希望するこどもや妊婦に対し、その費用の一部を助成します。また、幼児の発育・発達や健康の維持・増進、悩みを抱える保護者等の早期発見や支援、児童虐待の予防・早期発見等の観点から新たに5歳児健診にも取り組みます。

○妊産婦や乳幼児健康診査事業や相談事業（継続）

妊婦健診や1歳6か月児健診・3歳児健診以外に、市独自で母体やこどもの健康診査事業を実施します。

○子育て支援医療給付事業（継続）

高校3年生までの医療費無料化を継続します。

○ピロリ抗体検査・除菌治療や歯科パノラマX線検査による次世代の健康支援事業（拡充）

市医師会や市歯科医師会と連携し、これらの検査や治療等の推進を行い、費用を助成します。学齢期児童の学校健康診断で正確に脊柱側弯症の検査ができるよう支援します。

施策の方向6 相談しやすく情報を得やすい体制づくり

こども家庭センターの設置により子育て相談窓口を一元化し、妊娠期からこどもが大人になるまでの様々なニーズに対して、切れ目のない総合的な相談支援体制を整備します。また、相談支援の実施にあたっては、オンライン等を活用した多様な手段を活用できるよう体制づくりに取り組みます。

こどもや若者が自らの発達程度に応じて心身の健康や性に関する正しい知識を得て、SOSを出したり、セルフケアをしたり、適切なサポートを受けたりできるよう、関係各課や学校、医療機関等の関係機関が連携して、健康や性に関する教育や普及啓発、相談支援の体制構築を推進します。

ニートやひきこもりの状態にあったり、進路や人間関係等に悩みや不安を抱えていたりする若者やその家族への相談支援体制の充実及び対処方法の周知・啓発にも取り組みます。

子育てや育児・教育に関する情報は、様々な手段をフルに活用し、プッシュ型の情報提供に努めます。

■主な具体的事業

○こども家庭センターにおける各種相談事業（継続）

子育てに関する相談窓口をこども家庭センターに一元化し、あらゆる相談に対し、関係課が連携して相談の対応にあたります。

○子育てに関する情報の発信（継続）

様々な情報は市公式LINE、市報、ホームページ等の様々な手段で発信します。

基本目標3 障がい等様々な困難への適切な対応や支援



施策の方向7 障がい等支援が必要な家庭への取組

増加傾向にある障がい児が利用する発達支援及び放課後等デイサービスの利用ニーズ、医療的ケアを必要とする児童等へ対応するために、施設整備や職員配置、職員の育成・資質向上の取組を検討していきます。

また、気がかりなこどもとその家庭を早期に発見し支援ができる環境づくりを継続するとともに、こどもの居場所づくりや情報発信体制の整備に努めます。

障がいや困難な状況の有無に関わらず、安心してともに暮らせる地域づくりを進めるため、地域における障がい児の支援体制強化や保育所等におけるインクルージョンを推進します。

ひとり親家庭が抱える課題やニーズに対応していくため、経済的支援のほか、状況に応じた生活支援や子育て支援、就労支援、さらには、こどもへの生活・学習支援等に取り組み、相談支援体制の構築を検討します。

※インクルージョン すべての人が差別なく受け入れられる社会

■主な具体的事業

○医療的ケア児受入促進事業（継続）

医療的ケア児を保育施設で受け入れるためのガイドラインの策定を進めます。

○障がい児健全育成事業（継続）

障がい児が文化やスポーツ活動を通じて様々な体験をすることで自己表現の手段を見つけ、自分の可能性を広げられる機会を作ります。

○幼児発達相談事業（継続）

幼児の発達に関して気になることや心配なことがある世帯に対し、早期の発達検査の受診を支援し、検査結果をもとに児童の特性に応じた適切な養育へとつなげます。

○ペアレントサポート講座（継続）

特に子育てに困難さを感じている保護者を対象にこどもの特性を理解し適切な対応方法を学ぶ講座を開催します。

○発達支援事業所副食費助成事業（新規）

こどもが発達支援事業所に通所し副食費を負担する家庭に対し費用を助成します。

○重度心身障がい児介護者支援金支給事業（継続）

在宅で重度心身障がい児を介護する家族の負担軽減と生活支援を目的に支援金を支給します。

施策の方向8 児童虐待予防の取組

貧困や孤立、育児疲れや育児と介護のダブルケア等、こどもや子育て世帯の抱える課題は多様化・複雑化しており、子育てに困難を抱える世帯に対する包括的な支援の強化が求められます。

家庭を訪問する事業、保育・教育施設、地域の関係機関との連携により、養育支援が必要な家庭や児童虐待等が疑われる家庭の早期把握に努めるとともに、速やかに適切な支援につなげることができる体制の強化に取り組めます。

また、保護者の身体的・精神的な疲労や負担の軽減を図るため、相談支援やレスパイト等の支援についての周知・啓発に努めます。

さらに、地域における虐待予防に向けて、福祉、保健、子育てに関わる施設や医療機関、警察等の関係機関との連携及び情報共有体制の強化を図るとともに、地域のニーズに合わせた様々な子育て支援や体罰によらない子育ての啓発を推進します。

家事や家族の世話等を日常的に行っているヤングケアラーについては、学業や友人関係等に支障が出ていることを、こども本人や家族が自覚していない場合もあり、顕在しづらいことがあります。そのため、関係者が情報を共有・連携して早期発見、早期把握に努め、こどもの意向に寄り添いながら、その世帯全体を支援する視点を持って、必要な支援につなげていくよう取り組めます。

※レスパイト 子育てのなかで家族が休息やリフレッシュすること

■主な具体的事業

○児童虐待防止事業（継続）

要保護児童対策地域協議会とこども家庭センターが一体となり、関係機関との連携を密にし、リスクのある家庭に対し早期に虐待予防の取組を実施します。

○主任児童委員・児童委員・見守りネットワークによる見守り（継続）

こどもの健全な育成や家庭の支援を目的に地域の目となり、見守りや相談対応を行い、安心して暮らせる環境づくりに取り組めます。

基本目標4 地域に愛着を持てる憩いの場や居場所づくり



施策の方向9 遊び・学べる環境づくりの推進

すべての子どもや若者が相互に人格と個性を尊重されながら、安全で安心して過ごせる多くの居場所を持てるよう取り組みます。子どもや若者の声を聴きながら、こども会やこども食堂、学習支援の場や図書館等がより良い居場所となるよう改善を検討していきます。

子育て世帯等のニーズに応えるため、既存施設の活用を含めて遊び場の整備を検討していきます。

■主な具体的事業

○甌葉プラザや Link MURAYAMA の活用（継続）

子どもや子育て世代が、イベント等を通じて様々な学びや体験ができる機会を創造していきます。

○教育支援センターの活用（継続）

学校に行かなければと思いながらも登校できず悩んでいる小学生・中学生の居場所として、保護者も含めたサポートを提供します。

○子育て支援センターの活用（継続）

子育て世帯の交流の場として、また育児の悩みを共有し、気軽に相談できる場として子育て支援センターの利用促進を図ります。

○憩いの場や居場所づくり（継続）

こどものニーズを把握し、図書館を始めとした既存施設の有効活用について検討し、安全で安心な遊び場や居場所づくりに努めていきます。

○むらやま英語教育推進プラン（継続）

遊びを通し外国の人や文化に触れ、英語の音に慣れ親しむことを目的に保育施設にALT（外国語指導助手）を派遣します。

施策の方向10 愛情や愛着がわく地域環境づくり

こどもが家族や地域に愛情や愛着を持続けられるよう、周囲からの見守りを実感できる地域環境づくりに取り組みます。幅広い世代が交流、情報交換等のために集う場の創出に努めるとともに、地域との結びつきのきっかけとなる、まちづくり協議会や放課後子ども教室、地域スポーツクラブ等の団体活動を支援し、地域コミュニティの維持、発展を図ります。

また、こどもや子育て世帯が利用できる様々な学びや多様な体験活動・外遊びの機会や場所を確保するとともに、社会や自然の多様な接点との出会いによるこどもの心と身体の健全な育成を促します。

さらに、様々なことにチャレンジできるよう、多様な教育機会の提供や学習支援、適応支援等を実施するとともに、可能性を広げていくためにジェンダーギャップの解消に努めます。

こどもや若者が次代の親となるための支援として、乳幼児とふれあう機会の創出等にも努めます。

※ジェンダーギャップ 男女の違いにより生じる格差のこと

■主な具体的事業

○GOGOむらやま夢体験塾（継続）

こどもたちが地域の素材について五感を使って体験し、地域の人々との結びつきから郷土愛を育むことができるGOGOむらやま夢体験塾を継続します。

○放課後子ども教室（継続）

休日や長期休業期間に学校を活用して児童と地域の方が交流し、地域の文化や行事を学ぶ機会をつくり、幅広い世代間交流を図ります。

○総合型地域スポーツクラブ・スポーツ少年団活動への支援（継続）

スポーツを通してのこどもや若者の健康増進や健全育成を図るため、地域のスポーツ活動団体への支援や環境整備を継続していきます。



収穫体験の様子

基本目標5 こどもの貧困対策と若者の育成支援



施策の方向11 こどもや若者が平等に機会を得られる支援

こどもの貧困を解消するとともに貧困によりこどもがその権利利益を害されることが孤立することのない社会の実現を目指し、若者が家庭の経済状況に関わらず大学等の高等教育機関に進学する機会を確保できるよう就学支援に努めます。

若い世代が社会のなかで自らを活かす場を持つことができ、収入や将来の見通しを持てるような取組を社会全体で進めます。

■主な具体的事業

○ひとり親家庭等学習支援事業（拡充）

ひとり親家庭や低所得の子育て世帯の児童を対象に学習会を開催し、学習支援を行うことでこどもの生活の向上を図るほか、模試費用や大学等の受験費用の助成も行います。

○ひとり親家庭等子育て応援給付金事業（継続）

ひとり親家庭や低所得の子育て世帯の経済的負担軽減を目的に応援給付金を支給します。

○夢応援奨学金（継続）

学ぶ意欲と能力のあるこどもたちが、経済的理由により高等学校や大学等への進学や就学を断念することなく、安心して勉学に励むことができるよう支援します。



ひとり親家庭等学習支援事業（ふくろう塾）の様子

施策の方向12 こどもや若者を支える取組

こどもや若者のライフステージに応じて必要な支援が途切れることなく行われ、自分らしく社会生活を送ることができるようになるまで社会全体で支えることが重要です。こどもの誕生前から大人になるまでを「子育て」ととらえ、ライフステージを通じて、社会全体で子育て当事者を支える意識の醸成に努めます。

また、若者の就労支援、婚活サポート、住まいの補助等の支援を推進することで地域社会の活力を高め、若者一人ひとりが安心して自立した生活を築ける環境の整備に努めます。

さらに、こども・若者の意見を年齢や発達に応じて尊重するとともに、意見形成への支援や意見を表明しやすい環境づくりに取り組みます。

■主な具体的事業

○教育支援センター事業（継続）

学校に行かなければと思いながらも登校できず悩んでいる小学生・中学生やその保護者の方を支援します。学習支援や教育相談、体験の提供を行いゆるやかな学校復帰をサポートします。

○むらやま縁結びたい活動推進事業（継続）

少子化問題の解決に向けた婚活事業の実施についてボランティアにおける活動支援を継続します。

○結婚新生活支援事業（継続）

移住定住支援として、新婚世帯に住宅取得費用や住宅賃借費用、引っ越し費用を補助します。

○子育て応援・定住促進事業（継続）

移住定住者へ住宅建設やアパート家賃を補助し、特に子育て世帯、新婚世帯に対し、手厚く支援します。

○きずなトークむらやま事業（新規）

若者世代と大人世代がテーマに沿って課題や問題解決に向けて対話します。双方のより深い相互理解が生まれ、建設的な対話と共創を目指します。



きずなトークむらやま 2024の様子

V 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の 量の見込みと確保方策

1. 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援事業計画の策定にあたり、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を提供する区域を定め、当該区域ごとに「量の見込み」や「確保方策」を定めることとされています。

本市では、市域やこどもの人口規模、柔軟なサービスの需給調整やサービスの選択等の利便性を考慮し、市全域を一つの教育・保育提供区域と設定します。

■教育・保育提供区域

全市で1区域

2. 教育・保育等の量の見込みの考え方

2-1. 認定区分について

子ども・子育て支援事業計画では、こどもの年齢と保育の必要性に基づいた「教育・保育給付認定区分」と、幼児教育・保育の無償化の実施に伴う「施設等利用給付認定区分」が設定されています。内容は以下の通りです。

本市においては、「子育てのための施設等利用給付」が適切かつ円滑に実施されるよう努めていきます。

■教育・保育給付認定区分

認定区分		対象	利用先
1号認定	教育標準時間 認定	満3歳以上の小学校就学前のこども で、教育を希望するこども	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上・ 保育認定	満3歳以上の小学校就学前のこども で、保護者の就労等により、保育園等 での保育を希望するこども	保育所 認定こども園
3号認定	満3歳未満・ 保育認定	満3歳未満のこどもで、保護者の就 労等により、保育園等での保育を希 望するこども	保育所 認定こども園 地域型保育事業

■施設等利用給付認定区分

認定区分	対象	利用先
新1号認定	満3歳以上の小学校就学前のこどもであって、新2号認定・新3号認定対象以外のこども	幼稚園 特別支援学校等
新2号認定	満3歳に達する日以後最初の4月1日を経過した小学校就学前のこどもであって、保護者の就労等により、保育園等での保育を希望するこども	認定こども園、幼稚園、特別支援学校（満3歳入園児は新3号認定、年少児からは新2号認定） 認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業（2歳児までは新3号認定、3歳児からは新2号認定）
新3号認定	満3歳に達する日以後最初の3月31日までの間にあるこどもであって、保護者の就労等により、保育園等での保育を希望し、かつ、保護者及び同一世帯員が市町村民税非課税世帯であるこども	

2-2. 教育・保育等の量の見込みの算出方法

教育・保育等の量の見込みの推計については、国の示す標準的な考え方を踏まえたうえで、より地域の実情を反映した推計とするため、児童の人口実績値及び将来推計値と各事業のこれまでの利用状況等に基づいた推計結果をベースとして、事務局及び村山市子ども・子育て推進審議会において調整・審議して最終的な量の見込みを設定しました。

1. 将来人口の推計を算出します。

2. 児童の人口実績値に対する各事業の利用状況から、各事業の利用率を算出します。

3. 児童の人口の将来推計値と各事業の利用率を掛け合わせ、基準となる量の見込みを算出します。

4. 基準となる量の見込みを基に、国の示す標準的な考え方や地域の実情、ニーズ調査結果等を踏まえて審議・調整を行い、最終的な量の見込みを設定します

3. 教育・保育の量の見込みと確保方策

3-1. 幼児期の学校教育に関する事業

■ 1号認定の量の見込みと確保方策

(単位：人)

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み(A) (幼稚園・認定こども園)	24	24	23	22	21
確保方策(B) (幼稚園・認定こども園)	40	38	38	38	38
過不足(B-A)	16	14	15	16	17

■ 2号認定（教育希望）の量の見込みと確保方策

(単位：人)

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み(A) (幼稚園・認定こども園)	17	17	17	16	15
確保方策(B) (幼稚園・認定こども園)	30	27	27	27	27
過不足(B-A)	13	10	10	11	12

3-2. 幼児期の保育に関する事業

■ 2号認定の量の見込みと確保方策

(単位：人)

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み(A) (保育所・認定こども園)	285	279	272	259	250
確保方策(B) (保育所・認定こども園)	366	326	326	326	326
過不足(B-A)	81	47	54	67	76

■ 3号認定（0歳）の量の見込みと確保方策

（単位：人）

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量 の 見 込 み	保育所・ 認定こども園	35	35	35	35	35
	小規模保育施設	1	1	1	1	1
	合計(A)	36	36	36	36	36
確 保 方 策	保育所・ 認定こども園	43	43	43	43	43
	小規模保育施設	1	1	1	1	1
	合計(B)	44	44	44	44	44
過不足(B－A)		8	8	8	8	8

■ 3号認定（1歳）の量の見込みと確保方策

（単位：人）

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量 の 見 込 み	保育所・ 認定こども園	70	69	68	68	68
	小規模保育施設	2	2	2	2	2
	合計(A)	72	71	70	70	70
確 保 方 策	保育所・ 認定こども園	84	84	84	84	84
	小規模保育施設	2	2	2	2	2
	合計(B)	86	86	86	86	86
過不足(B－A)		14	15	16	16	16

■ 3号認定（2歳）の量の見込みと確保方策

（単位：人）

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量 の 見 込 み	保育所・ 認定こども園	73	74	72	72	72
	小規模保育施設	2	2	2	2	2
	合計(A)	75	76	74	74	74
確 保 方 策	保育所・ 認定こども園	108	108	108	108	108
	小規模保育施設	2	2	2	2	2
	合計(B)	110	110	110	110	110
過不足(B－A)		35	34	36	36	36

■ 3歳未満児の保育利用率

（単位：人、％）

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
3歳未満児の総数(A)	257	240	234	234	234
確保方策(B)	249	249	249	249	249
保育利用率(B／A)	96%	103%	106%	106%	106%

4. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

地域子ども・子育て支援事業として、市町村は以下の19事業を行うものとされています。本市でも、ニーズに合わせた各事業を実施します。

《地域の子育て支援に関する対象事業》

- | | |
|-----------------------------------|--------------------|
| ①利用者支援事業 | ⑩児童育成支援拠点事業 |
| ②時間外保育事業 | ⑪親子関係形成支援事業 |
| ③実費徴収に伴う補足給付事業 | ⑫地域子育て支援拠点事業 |
| ④多様な主体の参入促進事業 | ⑬一時預かり事業 |
| ⑤放課後児童健全育成事業 | ⑭病児保育事業 |
| ⑥子育て短期支援事業 | ⑮ファミリー・サポート・センター事業 |
| ⑦乳児家庭全戸訪問事業 | ⑯妊婦に対する健康診査 |
| ⑧養育支援訪問事業及びその他要保護
児童等の支援に資する事業 | ⑰妊婦等包括相談支援事業 |
| | ⑱産後ケア事業 |
| ⑨子育て世帯訪問支援事業 | ⑲乳児等通園支援事業 |

4-1. 利用者支援事業

「利用者支援」とは、子育て家庭のニーズに合わせて、幼稚園・保育所等の施設や地域の子育て支援サービス等から必要な支援を選択して利用できるように、情報の提供や相談・援助等を行う事業です。

(単位:か所)

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量 の 見 込 み	基本型	1	1	1	1	1
	地域子育て相談機関	2	2	2	2	2
	特定型	0	0	0	0	0
	こども家庭センター型	1	1	1	1	1
	合計(A)	4	4	4	4	4
確 保 方 策	基本型	1	1	1	1	1
	地域子育て相談機関	2	2	2	2	2
	特定型	0	0	0	0	0
	こども家庭センター型	1	1	1	1	1
	合計(B)	4	4	4	4	4
過不足(B-A)		0	0	0	0	0

4-2. 時間外保育事業(延長保育事業)

保育認定を受けたこどもについて、認可保育所や認定こども園等で、通常の保育時間を超えて延長して保育を実施する事業です。

(単位:人口)

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み(A)	700	700	700	700	700
確保方策(B)	1,000	900	900	900	900
過不足(B-A)	300	200	200	200	200

4-3. 放課後児童健全育成事業

保護者が就業等により昼間家庭にいない児童を対象に、授業が終わった後の遊びや生活の場を提供し、指導員の活動支援のもと児童の健全育成を図る事業です。放課後児童クラブ、学童保育所等と呼ばれます。

(単位:人、か所)

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の 見込み	1年生	95	70	68	68	57
	2年生	83	92	75	68	68
	3年生	87	81	88	71	65
	4年生	65	57	55	38	48
	5年生	38	40	37	35	38
	6年生	25	24	22	20	19
	合計(A)	393	364	345	300	295
方確 策保	人数(B)	420	420	420	340	300
	施設数	8	8	8	5	4
過不足(B-A)		27	56	75	40	5

■放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の令和11年度までの目標事業量

(単位:校)

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
連携型	4	4	4	2	2
校内交流型	0	0	0	0	0

■放課後子ども教室の令和11年度までの実施計画

(単位:校、%)

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
学校数	7	7	7	4	2
実施数	4	4	4	2	2
開設割合	57%	57%	57%	50%	100%

■放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の連携型・校内交流型の推進に関する具体的な方策

放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的又は連携による事業を実施する際の共通プログラムを企画するには、放課後児童クラブの指導員と放課後子ども教室のコーディネーターが企画段階から連携することが必要です。このため、プログラムの内容や実施日等を検討するため、学校区ごとに、学校関係者も含め定期的な打合せを開催することとします。

また、放課後児童クラブを利用する児童が放課後子ども教室を利用する場合の児童の受け入れや引き渡しについて、双方が連携を図れるような体制を構築します。

■放課後児童クラブ及び放課後子ども教室への学校施設の活用に関する具体的な方策

現在、放課後児童クラブの実施校7校のうち、6校が小学校の教室以外の場所を利用しており、今後も放課後児童クラブ及び放課後子ども教室における余裕教室の利用は非常に困難な状況となっています。

このため、放課後子ども教室の実施にあたり専用教室の確保が困難な学校においては、特別教室、体育館、校庭、図書室等の一時利用を促進していきます。

■放課後児童対策に係る福祉部局と教育委員会の具体的な連携方策

放課後児童クラブの実施主体事務局である子育て支援課及び放課後子ども教室の実施主体事務局である生涯学習課との事務局打合せの機会を設定し、実施状況や課題等の情報を常に共有し、事業検証や課題解決に対応していきます。

■特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策

放課後児童クラブ及び放課後子ども教室では、特別な配慮が必要な児童の利用が一定程度あります。今後においても児童の安全・安心を第一に、配慮が必要な児童への支援方法等に関する研修や受け入れに必要な加配等に関する補助体制を充実していきます。

4-4. 子育て短期支援事業

保護者の病気その他の理由で、家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合に、宿泊を伴った一時預かりを行う事業です。

■ショートステイ

(単位:人日/年、か所)

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み(A)		0	0	0	1	1
確保 方策	延べ人数(B)	0	0	0	1	1
	実施か所数	0	0	0	1	1
過不足(B-A)		0	0	0	0	0

■トワイライトステイ

(単位:人日/年、か所)

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み(A)		0	0	0	1	1
確保 方策	延べ人数(B)	0	0	0	1	1
	実施か所数	0	0	0	1	1
過不足(B-A)		0	0	0	0	0

4-5. 乳児家庭全戸訪問事業

本市では「赤ちゃん訪問」として実施しており、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を保健師が訪問し、赤ちゃんの発育や母親の心身の心配事等の相談に応じる事業です。

本市に住所がある方が他の自治体で里帰り出産をする場合も、里帰り出産先の自治体に本市から訪問の依頼をしています。また、逆に里帰り出産により実家等で過ごしている本市に住所がない方については、住所のある自治体から訪問の依頼があった場合に訪問を行います。

(単位:人)

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み(A)	70	71	71	70	70
確保方策(B)	80	80	80	80	80
過不足(B-A)	10	9	9	10	10

4-6. 養育支援訪問事業及びその他要保護児童等の支援に資する事業

育児不安を抱えていたり、近くに子育て支援者がいない等の養育支援が必要と認められる家庭を訪問し、保健師等による助言を行う事業です。

(単位:人)

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み(A)	22	22	21	21	21
確保方策(B)	40	40	40	40	40
過不足(B-A)	18	18	19	19	19

■その他要保護児童等の支援に資する事業

要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と連携強化を図る取組を実施する事業です。

4-7. 子育て世帯訪問支援事業

訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業です。

(単位:人日/年)

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み(A)	1	1	1	1	1
確保方策(B)	3	3	3	3	3
過不足(B-A)	2	2	2	2	2

4-8. 児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、こどもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。

(単位:人)

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み(A)	0	0	0	1	1
確保方策(B)	0	0	0	1	1
過不足(B-A)	0	0	0	0	0

4－9. 親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とした事業です。

(単位:人)

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み(A)	28	27	26	25	24
確保方策(B)	30	30	30	30	30
過不足(B－A)	2	3	4	5	6

4-10. 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場を提供し、子育てについての相談や情報提供、助言その他の援助を行う事業です。

(単位:人日/月)

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量 の 見 込 み	子育て支援センター ポポーのひろば	268	270	269	268	268
	子育て支援センター ぐんぐん	160	161	158	156	156
	子育て支援センター どんぐり広場	108	108	105	105	105
	合計(A)	536	539	532	529	529
確 保 方 策	子育て支援センター ポポーのひろば	250	250	250	250	250
	子育て支援センター ぐんぐん	200	200	200	200	200
	子育て支援センター どんぐり広場	150	150	150	150	150
	合計(B)	600	600	600	600	600
過不足(B-A)		64	61	68	71	71

4-11. 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園や幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点等において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

(単位:人日/年)

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量 の 見 込 み	幼稚園型	5,429	5,318	5,170	4,930	4,764
	幼稚園型以外	300	300	300	300	300
	合計(A)	5,729	5,618	5,470	5,230	5,064
確 保 方 策	幼稚園型	14,000	13,050	13,050	13,050	13,050
	幼稚園型以外	400	400	400	400	400
	合計(B)	14,400	13,450	13,450	13,450	13,450
過不足(B-A)		8,671	7,832	7,980	8,220	8,386

4-12. 病児保育事業

こどもが病気や病気の回復期にある場合に、病児・病後児保育を実施している施設で預かる事業です。

(単位:人日/年、か所)

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み(A)		349	349	349	349	349
確保 方策	延べ人数(B)	900	900	900	900	900
	実施か所数	1	1	1	1	1
過不足(B-A)		551	551	551	551	551

4-13. ファミリー・サポート・センター事業

子育ての手助けを必要とする利用会員と、子育ての手助けをする協力会員による相互援助活動に関する連絡や調整を行う事業です。こどもの預かりや送迎を行います。

(単位:人日/年)

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量 の 見 込 み	0～5 歳児	65	65	65	65	65
	小学1～3年生	1	1	1	1	1
	小学4～6年生	0	0	0	0	0
	合計(A)	66	66	66	66	66
確保方策(B)		100	100	100	100	100
過不足(B-A)		34	34	34	34	34

4-14. 妊婦に対する健康診査

安心して妊娠・出産できるよう、妊婦健診を受診する費用を軽減するため受診票を交付します。妊娠期間によって、健診が2か年度に重なる場合があります。

(単位:人)

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み(A)	101	102	102	101	101
確保方策(B)	120	120	120	120	120
過不足(B-A)	19	18	18	19	19

4-15. 妊婦等包括相談支援事業

妊婦等に対して面談等を実施し、妊婦等の心身の状況や置かれている環境等の把握を行うとともに、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業です。

(人、回)

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み	妊婦の人数	80	80	80	80	80
	1組当たり面談回数	3	3	3	3	3
	合計面談回数(A)	237	231	231	222	216
確保方策	こども家庭センター	200	200	200	200	200
	上記以外	40	40	40	40	40
	合計(B)	240	240	240	240	240
過不足(B-A)		3	9	9	18	24

4-16. 産後ケア事業

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業です。

(単位:人日/年)

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の 見込み	宿泊(ショートステイ)型	1	1	1	1	1
	通所(デイサービス)型	8	8	8	8	8
	居宅訪問(アウトリーチ)型	8	8	8	7	7
	合計(A)	17	17	17	16	16
確保 方策	宿泊(ショートステイ)型	2	2	2	2	2
	通所(デイサービス)型	10	10	10	10	10
	居宅訪問(アウトリーチ)型	10	10	10	10	10
	合計(B)	22	22	22	22	22
過不足(B-A)		5	5	5	6	6

4-17. 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

0歳6か月から満3歳未満の小学生就学前のこどもであって、教育・保育給付を受けていない者を対象として、月一定時間までの枠のなかで、時間単位で柔軟に通園できる事業です。

(人日/年)

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
0歳	量の見込み(A)	0	28	28	28	27
	確保方策(B)	0	30	30	30	30
	過不足(B-A)	0	2	2	2	3
1歳	量の見込み(A)	0	14	13	13	13
	確保方策(B)	0	20	20	20	20
	過不足(B-A)	0	6	7	7	7
2歳	量の見込み(A)	0	9	9	9	9
	確保方策(B)	0	10	10	10	10
	過不足(B-A)	0	1	1	1	1

※令和8年度以降は、新設される「乳児等のための支援給付」に位置付けられる予定です

4-18. その他の事業

■実費徴収に伴う補足給付事業

市民税非課税世帯に対する学用品、通園費、給食費等の補助を行う事業です。本市では、状況に合わせて取り組みます。

■多様な主体の参入促進事業

認定こども園や幼稚園、保育所等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した認定こども園や幼稚園、保育所等の設置又は運営を促進するための事業です。本市では、施設の再編や民営化に伴い、状況に合わせて取り組みます。

VI 計画の推進体制

1. 計画の推進体制

1-1. 多様な主体との連携・協働

こどもや若者のライフステージに合わせた切れ目のない支援や健やかな成長、安定した生活を地域や社会全体で支える環境を築くためには、行政だけでなく、市民や地域、子育て・若者支援に携わる事業者や施設、団体等、子育て・若者支援に関わる様々な主体がそれぞれの役割を担いながら、相互に連携・協働していくことが大切です。そのため、国や山形県、近隣市町村との連携強化を図るとともに、地域や子育て・若者支援に携わる事業者、関係機関、さらには若者が主体となって活動する団体等との連携・協働体制の充実を図ります。

また、本計画の取組を適切かつ効果的に実施していくためには、庁内において適切な情報共有や課題の検討等が行える体制づくりが重要となるため、子育て・若者支援に限らず、様々な分野を巻き込み、関係各課との横断的な連携体制の構築に努めます。

加えて、こどもや若者自身の意見を本計画の取組に取り入れて、より良いものとしていくことが重要であるため、こどもたちの意見を聴く機会を設けます。

1-2. 計画の周知

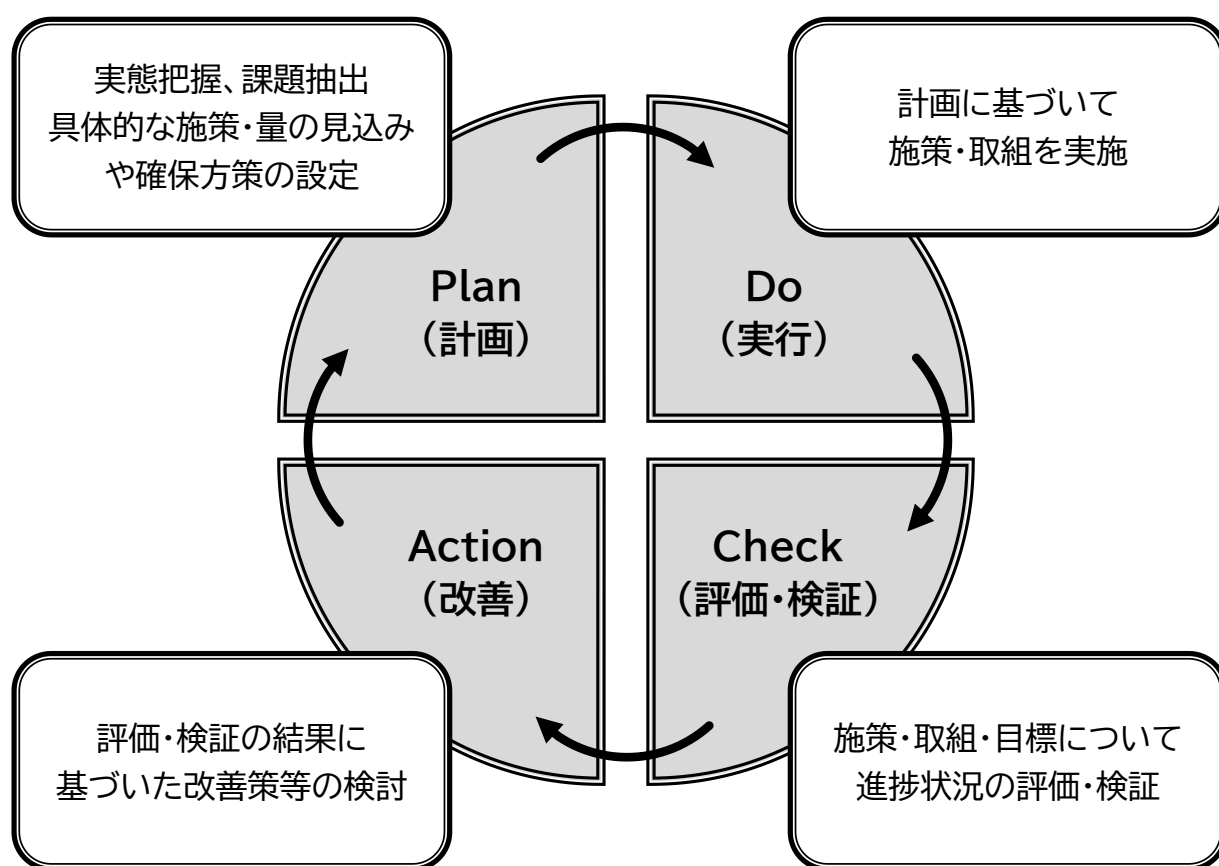
本計画をより実効性の高いものとしていくためには、社会全体でこどもを育て、若者からおとなになるまでが「子育て」であるという意識を醸成し、共通認識としていくことが重要です。

そのため、市民や地域を始め、子育て・若者支援に関わる様々な主体に向けて、子育て・若者支援に対する考え方や本計画の目指す方向性等について、本市広報紙やホームページ等を活用して積極的に周知を図ります。また、市の子育て支援サービスを始めたことこどもや若者を対象としたサービスを活用することで子育ての負担軽減や若者の支援等につながるよう、利用者視点での情報発信・提供に努めます。

2. 計画の進捗管理

本計画を着実に推進していくためには、PDCAサイクルの考え方に基づき、計画の進捗状況を定期的に点検・評価して、必要に応じて改善していくことが求められます。

本計画では、子育て支援事業関係各課の調整会議である「子育て推進本部」において計画の具体的な取組の進捗状況について把握し、子育て中の保護者や子ども・子育て支援に関する各種団体の関係者、学識経験者等で構成する「村山市子ども・子育て推進審議会」において定期的に点検・評価を行います。また、その結果を公表するとともに、必要に応じて確保方策等の改善・調整等を行います。



資料編



1. 計画策定の経過

開催日		内容等
令和5年度	1月～2月	「第3期村山市子ども・子育て支援事業計画」策定のためのアンケート調査の実施
令和6年度	6月25日	第1回子育て推進本部会議 (第2期計画の検証、子育て推進本部の役割及び第3期計画の推進体制、第3期計画の策定)
	7月11日	第1回村山市子ども・子育て推進審議会 (委嘱状交付、市長より計画案について諮問、第2期計画の検証、第3期計画の策定スケジュール等)
	9月25日	第2回子育て推進本部会議 (策定する計画を「第3期子ども・子育て支援事業計画」から「こども計画」へ変更、村山市こども計画骨子案)
	10月10日	第2回村山市子ども・子育て推進審議会 (策定する計画の「こども計画」への変更、村山市こども計画骨子案)
	11月21日	第3回子育て推進本部会議 (村山市こども計画素案)
	12月12日	第3回村山市子ども・子育て推進審議会 (村山市こども計画素案、今後のスケジュール)
	1月10日 ～22日	村山市こども計画案 パブリックコメント募集
	2月12日	第4回子育て推進本部会議 (村山市こども計画案)
	2月27日	第4回村山市子ども・子育て推進審議会 (村山市こども計画案答申)

2. 村山市子ども・子育て推進審議会委員名簿

任期：令和6年7月11日～令和7年3月31日

役職	氏名	所属
会長	土屋 常義	村山市幼児教育・保育施設連絡協議会 (はやま認定こども園園長)
副会長	天野 紀子	村山市学童保育連絡協議会 (村山市学童保育連絡協議会 事務局長)
委員	三浦 香	岳葉会(村山市医師会及び歯科医師会) (たておか小児クリニック院長)
委員	富樫 和浩	村山市小中学校長会 (大久保小学校長)
委員	大山 拓也	村山市小中学校連合PTA (楯岡中学校PTA会長)
委員	植松 大祐	市内高校生保護者 (村山産業高校PTA会長)
委員	井澤 英悦	村山市民生委員児童委員協議会 (村山市主任児童委員)
委員	松田 律子	市内子育て支援団体及び地域子育て支援拠点事業者 (NPO法人ポポーのひろば理事長)
委員	田中 歩	保育施設等利用者 (輝認定こども園保護者代表)
委員	井上 奈穂美	障がい児保護者 (楯岡特別支援学校保護者代表)
委員	高橋 恵美	くるみん認定企業(株式会社コヤマ) (株式会社コヤマ総務部長)
アドバイザー	花屋 道子	米沢栄養大学教授

3. 村山市子育て推進本部員

任期：令和6年4月1日～令和7年3月31日

区分	氏名	所属課等及び役職
本部長	原田 和浩	副市長
副本部長	大内 敏彦	教育委員会 教育長
本部員	高橋 准一	総務課長 (困難に対応部会 副部会長)
本部員	西塚 仁	政策推進課長 (総括部会 副部会長)
本部員	齋藤 武	財政課長 (家族と子育て部会 副部会長)
本部員	鈴木 敦子	市民環境課長 (健康で安心部会 副部会長)
本部員	海老名 佐登美	保健課長 (健康で安心部会長)
本部員	佐藤 真一	福祉課長 (困難に対応部会 副部会長)
本部員	阿部 典子	農林課長 (地域に愛着部会 副部会長)
本部員	軽部 真也	商工観光課長 (地域に愛着部会 副部会長)
本部員	鈴木 斉	建設課長 (家族と子育て部会 副部会長)
本部員	竹川 博昭	まち整備課長 (健康で安心部会 副部会長)
本部員	深瀬 茂	消防長 (困難に対応部会長)
本部員	奥山 寛幸	教育委員会 学校教育課長 (地域に愛着部会長)
本部員	芦野 泰子	教育委員会 生涯学習課長 (困難に対応部会 副部会長)

4. 村山市子育て推進本部各部会メンバー

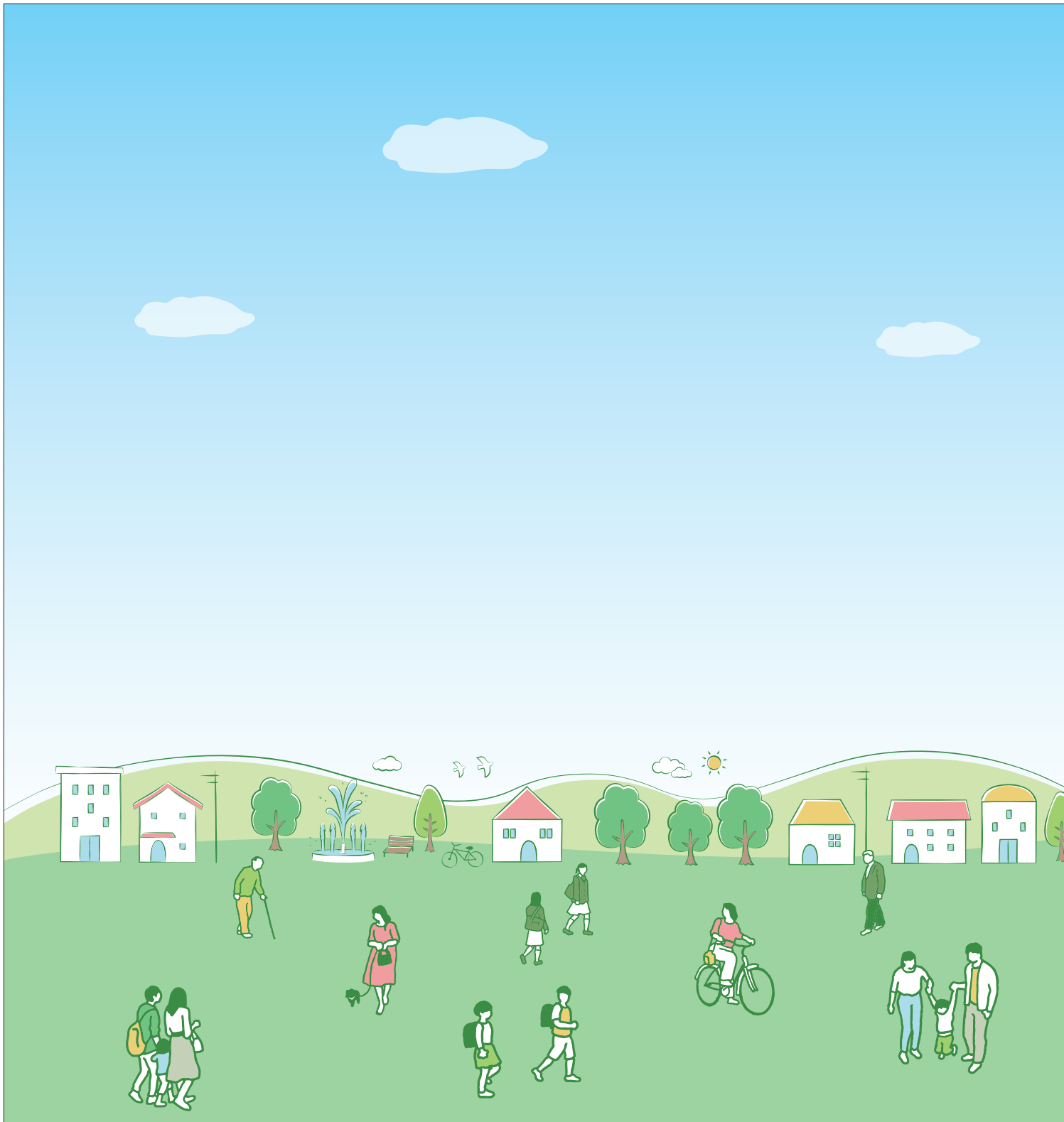
任期：令和6年7月1日～令和7年3月31日

部会	役職	氏名	所属課
総括部会	リーダー	川田 清子	子育て支援課
	サブリーダー	菅原 憲一	子育て支援課
		佐藤 健	保健課
		秋久保 洋紀	福祉課
家族と子育て部会	リーダー	川田 清子	子育て支援課
	サブリーダー	瀬川 倫卯	建設課
		松田 奈緒美	保健課
健康で安心部会	リーダー	佐藤 健	保健課
	サブリーダー	滝口 雄太	子育て支援課
		秋葉 一樹	消防署
困難に対応部会	リーダー	小松 学	福祉課
	サブリーダー	森谷 洋子	学校教育課
		石川 奈穂美	子育て支援課
地域に愛着部会	リーダー	秋久保 洋紀	福祉課
	サブリーダー	菅原 憲一	子育て支援課
		柴崎 造	生涯学習課

5. 村山市子育て推進本部事務局メンバー

任期：令和6年4月1日～令和7年3月31日

区分	氏名	所属課等及び役職
事務局長	佐藤 美恵子	子育て推進本部 事務局長 (子育て支援課長)
事務局次長	菅原 憲一	子育て推進本部 事務次長 (同 課長補佐)
事務局	川田 清子	子育て推進本部 事務局 (同 家庭支援主査)
事務局	滝口 雄太	子育て推進本部 事務局 (同 主任)
事務局	石川 奈穂美	子育て推進本部 事務局 (同 主事)



村山市こども計画

令和7年度～令和11年度

発行：村山市

〒995-8666

山形県村山市中央一丁目3番6号

TEL 0237-55-2111(代表)